

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁 | 該当箇所                  | 質問・意見   | 回答   |
|-----|------|---|-----------------------|---|--|
| 1   | 実施方針 | 1 | 用語の定義                 | 質問 「大阪市地域防災計画<震災対策編>」は、令和4年4月に大阪市防災会議が公表している「大阪市地域防災計画―対策編―」と名称が異なりますが、両者は別の資料と考えてよろしいでしょうか。  | ご指摘のとおり、当該資料は内容見直しも含め、名称が変更となっております。なお、資料については、「大阪市地域防災計画<共通編・対策編>」をご確認ください。   |
| 2   | 実施方針 | 3 | 用語の定義：弁<br>栓類修繕       | 質問 市が把握している故障弁栓類の数や種類等情報は開示されますか。開示の場合、開示時期も教えて下さい。   | 市が把握している故障弁栓類に関する情報は、実施方針公表時に提供しました開示資料のうち、「対象基幹管路等のリスト」及び「対象基幹管路等の全市位置図」に掲載しています。いずれも、入札公告時に示す開示資料をご確認ください。   |
| 3   | 実施方針 | 6 | 本事業の実施にあたって想定される関係法令等 | 質問 本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令として「大阪府中小企業振興基本条例（平成23年大阪府条例第59号）」の記載がありますが「市内事業者を優先して選定すること」等を事業者に義務付けるご想定はありますでしょうか。                                       | 市内事業者を優先して選定することを義務付けることは想定していませんが、本条例の趣旨を踏まえて事業を実施していただくこととなります。  |
| 4   | 実施方針 | 8 | (4) 事業方式について          | 質問 『本事業は、PFI法に基づき、事業対象施設に係る計画業務、運営業務、設計業務、施工業務を行った後、市に所有権を移転することにより実施する。』と記載されていますが、BT方式という認識でよろしいでしょうか。  | 本事業は、更新、引き渡し後の管路の維持管理を事業範囲に含めないことから、いわゆるBT方式に分類されるものと認識していますが、複数路線の更新に係るマネジメントも事業範囲に含むものです。  |
| 5   | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項            | 質問 【設計・施工時の調整について】<br>本事業内容の実施事項の中には、道路調整会議での占有企業者間調整業務も含まれると想定するが、施工者としての参加となるのでしょうか？それとも、占有事業者としての参加となるのでしょうか？                                      | 占有事業者として参加する本市の補佐として参加いただくこととなります。   |
| 6   | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項            | 質問 【設計・施工時の調整について】<br>事業内容については既に、施工が想定される当該地区の自治会等の地元説明等を行っているのでしょうか？その役割は占有管理者の立場にて、事業者が主体的に行うのでしょうか？事業者はあくまで補助業務に該当するのでしょうか？                       | 本市では配水管布設工事において、設計段階での事前の地元説明は基本的に実施していません。また、地元説明については、施工していただく事業者で主体的に実施していただきます。但し、必要に応じて本市職員も同行します。  |
| 7   | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項            | 質問 【設計・施工時の調整について】<br>本事業については、既に報道等されている状況の中で、路線・施工時期等のある程度の事前情報として既に道路調整会議にて概略設計情報等、占有企業者との事前調整を行っているのでしょうか？  | 本市では、道路調整会議において、本事業にかかる個別の路線に関する事前調整は行っていません。  |
| 8   | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項            | 質問 【他企業者設備を移設・保護する必要が生じた場合の措置①】<br>本事業の実施にあたり、既設占有物件が支障となり、計画路線との協議の結果、回避不可能となった場合について、その移設費用は当該事業費に含まれるのか？<br>(上記質問は、近接施工での吊り防護負担等も同様の質問事項となります)     | 埋設物管理者からの委託に基づく移設費用については、当該事業費に含まれません。重要論点説明資料（補足資料）の2-2「(参考)市が直接支払う項目(例)」をご確認ください。なお、他埋設物との近接施工による防護費用については、事業費(工事費)に含まれます。   |
| 9   | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項            | 質問 【他企業者設備を移設・保護する必要が生じた場合の措置②】<br>上記の件にて移設が必要と判断された場合、既設占有物件(占有管理者)との各種協議については事業者側にて主体的に実施するのでしょうか？水道局(占有管理者)にて実施の上、事業者は補助的立場になるのでしょうか？              | 既設占有物件における各種協議は事業者側で主体的に実施していただくこととなりますが、他企業者設備の移設が生じる場合には、本市と連携して調整いただくこととなります。   |
| 10  | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項            | 質問 【他企業者設備を移設・保護する必要が生じた場合の措置③】<br>上記の件にて既設占有物件の移設が必要となった場合、移設期間等については、予め設定した事業期間内での範囲と想定するべきでしょうか？<br>相手側との協議の結果、当初想定する事業期間を超える場合も可能性としては見込めるのでしょうか？ | 他企業者が自ら移設するための実施期間は設計段階での協議により決定することとなります。協議の結果、当初想定する事業期間を超える場合も可能性としては見込まれますが、事業期間内に工事が完了できるよう、調整等を計画的に進めていただくことが原則となります。なお、事業期間を超えて遅延が生じる場合は、要求水準書(案)第4-2-1(6)をご確認ください。   |
| 11  | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項            | 質問 本事業に関する業務システムについて具体的に教えて欲しい。   | 本事業に使用するシステムとして、工事等積算システム、管路情報管理システム、営業所オンラインシステム、配水情報システムがあります。工事等積算システムは、大阪市水道局の土木工事積算基準等に基づいた積算及び設計書の作成を行うものです。管路情報管理システムは、地形図に管路の位置が表示され、管路を選択すると、管路の属性や竣工図が閲覧できるシステムです。営業所オンラインシステムは、水道のお客さま情報を閲覧できるシステムで、断通水作業時に必要な断水PR等の各種PRの対象の抽出に活用しています。配水情報システムは、管路上に設置された遠隔監視測定装置(テレメータ)の情報を閲覧できるシステムで、断通水作業時の監視等に活用しています。 |
| 12  | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項            | 質問 本事業に関する業務システムは、業務に関する限り利用可能と理解して良いのか。  | ご理解のとおりです。なお、現時点では各業務システムは水道局(ATC)内の特定のスペース内に設置することを予定しています。   |
| 13  | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項            | 質問 当該事業の実施にあたって大阪市の道路調整会議の調整業務(定例幹事会、企業者間調整、本調整等)は事業範囲に含まれるか。<br>仮に含まれないとすれば、当該事業における道路調整会議の調整業務をどのような方法で実施されることを想定しているか。                             | 事業範囲に含まれ、本市と連携していただくこととなります。詳しくは、要求水準書(案)第5-2-1(4)をご確認ください。  |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化P F I 事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化P F I 事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁 | 該当箇所                | 質問・意見  | 回答  |
|-----|------|---|---------------------|--|---|
| 14  | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項          | 質問<br>当該事業の実施にあたって他インフラ設備の移設工事が必要となった場合、他インフラ会社との移設工事に関する調整(移設依頼、補償協議等)は事業範囲に含まれるか？<br>仮に含まれないとするのであれば、当該事業における他インフラ会社との移設協議に関する業務をどのような方法で実施されることを想定しているか。          | 事業範囲に含まれ、本市と連携していただくこととなります。<br>詳しくは、要求水準書(案)第5-2-(4)をご確認ください。  |
| 15  | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項          | 質問<br>当該事業の実施にあたって他インフラ設備との近接工事が必要となった場合、他インフラ会社との近接工事に関する調整(施工協議等)は事業範囲に含まれるか？<br>仮に含まれないとするのであれば、当該事業における他インフラ会社との近接協議に関する業務をどのような方法で実施されることを想定しているか。              | 事業範囲に含まれ、本市と連携していただくこととなります。<br>詳しくは、要求水準書(案)第5-2-(4)をご確認ください。  |
| 16  | 実施方針 | 8 | 事業内容に関する事項          | 質問<br>当該事業の実施にあたって他インフラ設備の移設や近接施工が発生し、移設補償が必要となった場合、移設や近接施工に伴い発生する補償費は事業費に含まれるか。   | 移設費用については当該事業費に含まれません。重要論点説明資料(補足資料)の2-2「(参考)市が直接支払う項目(例)」をご確認ください。<br>なお、他埋設物との近接施工による防護費用については、事業費(工事費)に含まれます。  |
| 17  | 実施方針 | 8 | 事業の範囲               | 質問<br>本事業の実施に際して、委託禁止業務として定められる業務はないとの理解でよろしいでしょうか。  | 法令等上、委託が禁止されている業務を除いて、ご理解のとおりです。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Ⅷをご確認ください。  |
| 18  | 実施方針 | 8 | 事業範囲について            | 質問<br>事業範囲に、ア.特定事業、イ.任意事業とありますが、附帯事業はないとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 19  | 実施方針 | 8 | 事業の範囲               | 質問<br>S P Cから受注した工事は、公共工事の実績としてコリンズ等にカウントされますか。  | 公共工事の実績としてコリンズにカウント可能です。ただし、S P Cは所定の手続きが必要となりますので、詳細についてはJ A C I Cにご確認ください。  |
| 20  | 実施方針 | 8 | 第3 1 (5) ア (ア) 計画業務 | 質問<br>計画業務について、協力企業(出資しないもの)が全ての業務を実施することが可能(構成企業による監理、監督のもと)と考えていますがこのような理解でよろしいでしょうか。  | S P Cから計画業務を委託された企業は、必ずしもS P Cに出資しなければならないものではありません。協力企業(出資しないもの)が業務を実施することが可能となる方向で検討をしていますが、詳しくは、入札公告時に示す入札説明書等をご確認ください。  |
| 21  | 実施方針 | 8 | 第3 1 (5) ア (イ) 運営業務 | 質問<br>運営業務について、協力企業(出資しないもの)が全ての業務を実施することが可能(構成企業による監理、監督のもと)と考えていますがこのような理解でよろしいでしょうか。  | S P Cから運営業務を委託された企業は、必ずしもS P Cに出資しなければならないものではありません。協力企業(出資しないもの)が業務を実施することが可能となる方向で検討をしていますが、詳しくは、入札公告時に示す入札説明書等をご確認ください。<br>なお、運営業務については、要求水準書(案)第4をご確認ください。                                    |
| 22  | 実施方針 | 9 | (5) ア (ウ) 設計業務について  | 質問<br>水道施設設計の公共積算基準として「水道事業実務必携」が広く使用されていますが、(ウ)に示す業務内容に「設計費及び工事費の積算」とあり、実務必携では歩掛のない作業となります。従来から御市により実施されてきた作業になるのですが、この作業の対価については、どのように計上するのでしょうか。(例:設計コンサルからの見積等。) | 積算に係る人件費については、S P C経費に計上しています。<br>なお、S P C経費の計上方法に係る考え方については、NO.191の回答をご確認ください。   |
| 23  | 実施方針 | 9 | 設計業務                | 質問<br>「給水管接合替の調整」とありますが、具体的にどのような業務ですか。  | 対象となる基幹管路に給水管が接続されている場合に、新しい管路に給水管をつなぎ替える業務です。<br>詳しくは、要求水準書(案)第5-1-(6)をご確認ください。  |
| 24  | 実施方針 | 9 | 第3 1 (5) ア (ウ) 設計業務 | 質問<br>設計業務について、協力企業(出資しないもの)が全ての業務を実施することが可能(構成企業による監理、監督のもと)と考えていますがこのような理解でよろしいでしょうか。  | S P Cから設計業務を委託された企業は、必ずしもS P Cに出資しなければならないものではありません。協力企業(出資しないもの)が業務を実施することが可能となる方向で検討をしていますが、詳しくは、入札公告時に示す入札説明書等をご確認ください。  |
| 25  | 実施方針 | 9 | 第3 1 (5) ア (ウ) 設計業務 | 質問<br>設計業務を実施するものは、コンサルタント登録の必要はないと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。   | 設計業務の品質確保の観点から、コンサルタント登録は必要と考えております。<br>詳しくは、要求水準書(案)第4-2-(2)をご確認ください。  |
| 26  | 実施方針 | 9 | (エ) 施工業務について        | 質問<br>弁栓類修繕工事とありますが、修繕の場合、現地での修繕業務ということでしょうか？  | ご理解のとおりです。<br>なお、事業対象となる故障弁栓類は想定断水区間内にあるため、原則としては、取替を予定しています。<br>詳しくは、要求水準書(案)第3-2-(2)をご確認ください。   |
| 27  | 実施方針 | 9 | (エ) 施工業務            | 質問<br>弁栓類修繕工の提案価格算出の考え方と精算方法についてご教示願います。   | 管路更新工事と同様の基本条件に基づき、弁栓類を含む短い距離を管路更新する前提で、公共積算基準に基づき、積算します。<br>数量条件等については、入札公告時に示す開示資料をご確認ください。   |
| 28  | 実施方針 | 9 | 第3 1 (5) ア (エ) 施工業務 | 質問<br>施工業務について、協力企業(出資しないもの)が全ての業務を実施することが可能(構成企業による監理、監督のもと)と考えていますがこのような理解でよろしいでしょうか。  | S P Cから施工業務を委託された企業は、必ずしもS P Cに出資しなければならないものではありません。協力企業(出資しないもの)が業務を実施することが可能となる方向で検討をしていますが、詳しくは、入札公告時に示す入札説明書等をご確認ください。<br>なお、施工業務については施工業務と施工監理業務に分けることとしました。<br>詳しくは、要求水準書(案)第6及び第7をご確認ください。 |
| 29  | 実施方針 | 9 | 第3-1-(5)-イ 任意事業について | 質問<br>「事業に係る全ての費用を事業者自身の負担で行う独立採算の事業」と有ります。従って本市よりの収入は無いとの理解でよろしいですか。  | ご理解のとおりです。  |
| 30  | 実施方針 | 9 | 第3-1-(5)-イ 任意事業について | 質問<br>例えば、大規模災害が発生し、他都市への災害復旧や大阪市内に於いて、水道局様以外への災害復旧等は任意事業となるのでしょうか。例をお示し頂く事は可能でしょうか。   | 現行の請負と同様に市から応急復旧作業への協力を依頼するものであり、任意事業とする想定はありません。要求水準書(案)第2-1-(9)をご確認ください。  |
| 31  | 実施方針 | 9 | 任意事業                | 質問<br>任意事業について、要求水準を定めるご想定はありますでしょうか。  | 任意事業に要求水準を定める想定はありません。  |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁  | 該当箇所     | 質問・意見 | 回答  |   |
|-----|------|----|----------|-------|---|---|
| 32  | 実施方針 | 9  | 任意事業     | 質問    | 任意事業の内容変更及び終了に関して、市の承認を必要とするご想定はありますでしょうか。  | 任意事業の内容変更に関しては、当該変更によって特定事業に影響を与える可能性があるため、市の事前承認が必要となります。<br>一方、任意事業の終了に関しては、特に市の事前承認を求める想定はありません。   |
| 33  | 実施方針 | 9  | 任意事業     | 意見    | 任意事業の実施に際して、市の事前承認については、特定事業の実施に影響を与える合理的な理由がない限り承認するものとして、事業者の予見可能性を高めていただくようお願いいたします。   | ご意見として承ります。   |
| 34  | 実施方針 | 9  | 任意事業     | 質問    | 任意事業の実施に際して、市の遊休地等、事業場所の貸与を受けることは可能でしょうか。   | 本市の用地等を貸与する予定はありません。  |
| 35  | 実施方針 | 9  | 任意事業     | 意見    | 任意事業について、市として期待する事項等がある場合には、その内容を入札説明書等においてお示しいただくようお願いいたします。   | 任意事業の実施を特に義務付けるものではありませんが、特定事業を実施するにあたって有意義な内容があればご提案ください。<br>詳しくは、入札公告時に示す入札説明書等をご確認ください。  |
| 36  | 実施方針 | 9  | 任意事業について | 質問    | 「事業者自ら・・・独立採算の事業のことをいう。」とありますが、任意事業の実施場所について指定はありますでしょうか。又は、大阪市内に限定する等の制限が設けられますでしょうか。  | 実施場所を指定または制限する予定はありません。   |
| 37  | 実施方針 | 9  | 任意事業について | 質問    | 「任意事業を実施するにあたっては、特定事業の実施に影響を与えないようリスク回避策を十分に講じることを前提とし、事前に市の承認を得なければならない。」とありますが、特定事業に影響を与えないことの説明は事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。何か想定がありましたらご教示ください。                    | ご理解のとおりです。  |
| 38  | 実施方針 | 9  | 任意事業について | 質問    | 本事業の対象施設や期間を考慮すると、初期投資費用の回収の面からも、任意事業案は限られてくると思われます。任意事業はあくまで事業者の自由提案項目であり、事業者選定の審査項目(評価項目)に係わらないものと認識してよろしいでしょうか。  | 任意事業は、実施の有無を含め、事業者の自由提案項目です。<br>任意事業が、特定事業を実施するにあたって有益な提案である場合に限り、評価する方向で検討をしています。<br>詳しくは、入札公告時に示す入札説明書等をご確認ください。  |
| 39  | 実施方針 | 9  | 任意事業について | 質問    | 本事業用地で任意事業を行う場合、土地等は有償貸付となりますでしょうか。   | 本市の用地等を貸与する予定はありません。  |
| 40  | 実施方針 | 9  | 任意事業について | 質問    | 任意事業における利益は、全て事業者に帰属するとの認識でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 41  | 実施方針 | 9  | 任意事業について | 質問    | 提案する任意事業が本事業に直接影響し、本事業の事業費低減に寄与するものは、任意事業に位置付けることが可能でしょうか。<br>任意事業でない場合、附帯事業として認めて頂くことは可能でしょうか。   | 任意事業の実施を特に義務付けるものではありませんが、特定事業を実施するにあたって有意義な内容があればご提案ください。<br>なお、附帯事業の実施は予定していません。  |
| 42  | 実施方針 | 9  | 任意事業について | 質問    | 「公序良俗に反しない範囲」とありますが、具体的な貴市の考え等ございましたら、ご教示ください。  | 特に具体的な想定はございません。  |
| 43  | 実施方針 | 9  | 任意事業について | 質問    | 「事前に市の承認を得る」とありますが、時期と形式についてご教示ください。  | 本事業開始後であっても、任意事業を実施する前にご提案いただく想定であり、時期や形式を定める予定はありません。  |
| 44  | 実施方針 | 9  | (7) 事業期間 | 意見    | 本事業は基本設計が民間事業者が担うスキームとなっており公募時点において不確実性が通常の事業に比べて著しく高い事業であると理解しています。<br>その中で事業期間延長という概念自体が馴染まないように考えます。<br>募集時の事業期間はあくまで参考という位置づけにして基本設計として見直すような枠組みにできないでしょうか。 | 本事業は、切迫する南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生時の広域断水回避に向けた基幹管路更新の前倒しの実現を目的とするものであり、市としてこういった事業目的の達成に向けて、契約条件として事業期間を設定しております。<br>一方で、市としてもご懸念される施工条件の不確実性から全ての路線について確実に事業期間内に更新を終えることができない可能性は認識しており、履行困難時の取扱いや事業期間延長の仕組みを設けることとしております。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Ⅲ及びⅣをご確認ください。 |
| 45  | 実施方針 | 9  | (7) 事業期間 | 意見    | 上記に関連して、基本設計を踏まえて施工期間が見えてきますので毎年度両方で協議して見直しをかけるような仕組みを含めていただくようお願いいたします。  | 本事業は、切迫する南海トラフ巨大地震等の大規模地震発生時の広域断水回避に向けた基幹管路更新の前倒しの実現を目的とするものであり、市としてこういった事業目的の達成に向けて、契約条件として事業期間を設定しております。<br>一方で、市としてもご懸念される施工条件の不確実性から全ての路線について確実に事業期間内に更新を終えることができない可能性は認識しており、履行困難時の取扱いや事業期間延長の仕組みを設けることとしております。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Ⅳをご確認ください。    |
| 46  | 実施方針 | 10 | 事業期間     | 質問    | 事業者が所有する設備及び任意事業で事業者が整備した施設等について、市への引渡対象となるケースは想定されますでしょうか。   | 当該ケースは想定しておりません。  |
| 47  | 実施方針 | 10 | 事業期間     | 質問    | 業務の引継について、要求水準書等において、内容を明確にいただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | 本事業期間終了に伴う業務の引継については、入札公告時に示す事業契約書等でお示しする予定です。  |
| 48  | 実施方針 | 10 | 事業延長について | 質問    | 「…市と事業者が協議のうえ、市の判断により、合意した期間を延長することができる。」とありますが、延長期間に上限等はありませんでしょうか。  | 事業者の責に帰す事由による事業期間の延長に関しては、4年を延長期間の上限と考えております。市に帰責性がある場合や、双方無帰責の場合についての延長上限については、現在、設定要否も含めて検討中であり、詳しくは入札公告時に示す事業契約書等をご確認ください。   |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田中タリリング基本計画(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁  | 該当箇所                          | 質問・意見  | 回答  |
|-----|------|----|-------------------------------|--|---|
| 49  | 実施方針 | 10 | (7)イ 本事業期間の延長、ウ 本事業期間終了時の取り扱い | 質問<br>イに示す事業期間の「延長」または、ウ(ア)に示す本事業期間の「終了」の判断は、事業者主体で行って良いのでしょうか。  | 令和14年3月31日までに完了しない場合の事業延長の可否判断は、事業者の判断だけでなく、双方合意することが前提となります。事業者の期間延長の申し出については、予算措置等の関係で難しい場合などを除いては、市としては可能な限り対応することとしています。<br>詳しくは要求水準書(案)第4-2-(6)、重要な契約条件の説明書Ⅲ及びⅣをご確認ください。   |
| 50  | 実施方針 | 10 | 対象業務の引き渡しについて                 | 質問<br>「当該引き渡しを受けたときは、相応する対価を事業者に支払う。」とありますが、引渡し後の支払日について、ご教示ください。  | 重要な契約条件の説明書Ⅰをご確認ください。   |
| 51  | 実施方針 | 10 | 対象業務の引き渡しについて                 | 質問<br>施工完了の路線について、竣工した工事は市が引き取り、貴市によって維持管理を行うという理解で宜しいでしょうか。またSPCによって維持管理を行う場合は、別途維持管理費用を負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。   | 本事業において、完成した管路の維持管理を事業者任せにする予定はありません。   |
| 52  | 実施方針 | 10 | ウ 本事業期間終了時の取り扱い (イ) 事業の引継     | 質問<br>市の要求に応じて業務の引継ぎを行う際の引継書や台帳他に関して、内容の不足や不備などがあつた場合に大きな影響が生じた場合、情報の瑕疵として貴市による責任は訴求できる理解でよろしいでしょうか。   | 実施方針(P.10)では、事業終了時の事業者から市、あるいは次のPFI事業者に対する引継ぎについて記載しています。<br>契約締結後の市から事業者への引継ぎに関してのことであれば、入札公告時に示す事業契約書等をご確認ください。   |
| 53  | 実施方針 | 10 | (8) 事業者の収入                    | 質問<br>サービス購入料Aは半期ごとの支払い、サービス購入料Bは年度1回の支払いとなっていますが、支払時期は決まっていますか。   | サービス購入料の支払時期については、重要な契約条件の説明書Ⅰをご確認ください。   |
| 54  | 実施方針 | 10 | (8) 事業者の収入 ア サービス購入料 A        | 意見<br>設計業務完成時の判断について、竣工図作成までの修正作業を含めて設計業務と考えるので工事着手時点および竣工図完成時に分けて対価を支払っていただけないでしょうか。  | 設計費の精算の考え方については、重要な契約条件の説明書Ⅱをご確認ください。工事着手前の設計完了時点で精算を行うこととし、以後の精算については予定しておりません。  |
| 55  | 実施方針 | 10 | SPC経費について                     | 質問<br>「SPC経費は路線ごとの設計業務及び施工業務の完成時に合わせて支払うものとする。」とありますが、具体的には、重要論点説明資料P19に記載の「割り振られた金額に基づき、当該年度の設計業務及び施工業務の完成見込み件数により、当該設計費又は当該工事費に合わせて支払う。」に沿って支払われると認識してよろしいでしょうか。 | SPC経費については、進捗確認の趣旨も含めて当該路線の設計業務又は施工業務の完成時に合算して支払うこととしていましたが、本事業におけるSPC経費の特性に鑑み、事業開始までに提出いただく全体事業計画書に記載された年度毎のSPC経費を四分割し、四半期毎に支払うこととしました。<br>なお、事業の進捗や財務状況について、モニタリングにより適正性を確認していきます。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Ⅰをご確認ください。  |
| 56  | 実施方針 | 10 | サービス購入料                       | 質問<br>路線毎の完成出来高払いとのことですが、路線単位と入札時の直接工事算出上の工事纏め単位は同義でしょうか。  | 入札時における直接工事費算出上の路線のまとめ単位については、市が入札公告時に示す路線のまとめ単位を参考に、直接工事費をまとめて諸経費を計算し工事費を提案していただくこととなります。<br>一方、事業開始後に、事業者において路線を設定いただく想定であり、実施方針の該当ページにおける「路線ごと」とは、いわゆる「工事単位」の事ですので、事業者が一つの工事と考える単位ごとにその工事の完成後に出来高をお支払いすることになります。ただし、市があらかじめ提示している路線単位を分割することは認めません。<br>従いまして、それぞれの路線の単位は同義ではありません。<br>なお、サービス購入料算定に係るプロセスは重要な契約条件の説明書Ⅰをご確認ください。  |
| 57  | 実施方針 | 10 | サービス購入料                       | 質問<br>路線の定義を教えてください。   | 事業開始後に、事業者において路線を設定いただく予定です。<br>実施方針公表時の開示資料の「対象基幹管路等のリスト」(入札公告時に改めて開示)の路線は、市が考える路線の一例です。<br>実施方針の該当ページにおける「路線ごと」とは、いわゆる「工事単位」の事ですので、事業者が一つの工事と考える単位ごとにその工事の完成後に出来高をお支払いすることになります。  |
| 58  | 実施方針 | 10 | サービス購入料                       | 質問<br>路線毎の完成出来高払いとのことですが、工期が1年を超える工事は完成前中間出来高払いを認めて頂けないでしょうか。  | 本事業においては、原則として、設計業務の完成時及び施工業務の完成時の出来高一括払いとしています。市が示す路線のうち長距離延長路線(5km以上の路線)の工事費についてのみ、年度中に1回に限り中間出来高検査を実施し、中間出来高(九分金)を支払うこととしました。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Ⅰをご確認ください。  |
| 59  | 実施方針 | 10 | 事業者の収入                        | 意見<br>SPC経費については、SPCの運営に際して定期的に必要なことから、路線ごとの設計業務及び施工業務の完成時ではなく、一定期間(半期等)ごとに支払う仕組みとしていただくようお願いいたします。  | SPC経費については、進捗確認の趣旨も含めて当該路線の設計業務又は施工業務の完成時に合算して支払うこととしていましたが、本事業におけるSPC経費の特性に鑑み、事業開始までに提出いただく全体事業計画書に記載された年度毎のSPC経費を四分割し、四半期毎に支払うこととしました。<br>なお、事業の進捗や財務状況について、モニタリングにより適正性を確認していきます。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Ⅰをご確認ください。  |
| 60  | 実施方針 | 10 | 第3-1-(8)-ア サービス購入料 A          | 質問<br>「路線毎の設計及び施工の完成時に係る対価を半期ごとに支払う」と有りますが、例えば年度を跨ぎ、設計に1.5年、施工に3年間かかるような路線は、どのような支払いを想定されているのでしょうか。特に施工においては着工後の変更もありますので完成時の対価は想定出来ないのではないのでしょうか。                 | 本事業においては、原則として、設計業務の完成及び施工業務の完成時の出来高については、半年分をまとめて支払うこととしています。<br>例えば、令和6年6月に設計を開始し設計完成に1.5年かかって令和7年11月に完成した設計費は、あらかじめ決めた期日までの半年分を他の業務完成分と合わせて支払う(年間2回)こととし、施工業務は令和7年12月から着手し3年間かかって令和10年11月に完成した場合の工事費は、あらかじめ決めた期日までの半年分を他の業務完成分と合わせて支払う(年間2回)ことと想定しています。<br>なお、市が示す路線のうち長距離延長路線(5km以上の路線)の工事費についてのみ、年度中に1回に限り中間出来高検査を実施し、中間出来高(九分金)を支払うこととしました。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Ⅰをご確認ください。 |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田んタリグ基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリグ基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁  | 該当箇所                          | 質問・意見 | 回答   |   |
|-----|------|----|-------------------------------|-------|--|---|
| 61  | 実施方針 | 10 | 第3-1-(8)-ア サービス購入料 A          | 意見    | 「サービス購入料B」のように、年度ごとの出来高に応じて、翌年度に半期ごとに支払うか、当年度で支払うか。SPC経費も路線ごとの設計・施工の完成時ではなく、年度ごとの支払いは出来ないのかご検討をお願いしたい。   | SPC経費については、進捗確認の趣旨も含めて当該路線の設計業務又は施工業務の完成時に合算して支払うこととしていましたが、本事業におけるSPC経費の特性に鑑み、事業開始までに提出いただく全体事業計画書に記載された年度毎のSPC経費を四分割し、四半期毎に支払うこととしました。<br>なお、事業の進捗や財務状況について、モニタリグにより適正性を確認していきます。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。   |
| 62  | 実施方針 | 10 | 第3 1 (8) ア SPC 経費             | 質問    | SPC経費の中には計画業務費や運営業務費及びセルフモニタリグ費が含まれると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。その場合、支払い対象は均等払いとしてお支払い頂けると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。                                      | 「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業(案)について」の4(1)に示す「民間事業者に委ねる業務範囲」の中で、現行体制では官側に「○」があるものの、本事業では民間に委ねることとして、「●」としている業務に直接的に係る人件費として含まれています。これに管理職及び総務的人員を一定割合加えており、セルフモニタリグに要する人員を含んでいるとお考えください。<br>なお、支払方法について、SPC経費については、当該路線の設計業務又は施工業務の完成時に進捗確認の趣旨も含めて、合算して支払うこととしていましたが、本事業におけるSPC経費の特性を鑑み、事業開始までに提出いただく全体事業計画書に記載された年度毎のSPC経費を四分割し、四半期毎に支払うこととしました。<br>なお、事業の進捗や財務状況について、モニタリグにより適正性を確認していきます。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。 |
| 63  | 実施方針 | 11 | (9) 事業費の精算 ア 事業者選定時 予定価格      | 質問    | 予定価格積算の中には一括発注によるまとめ効果は見込まれないという理解でよろしいでしょうか。仮に特定事業選定時の積算に含める場合、さらに削減率を加味することで実態との乖離が大きくなる懸念があります。   | 予定価格積算には工事のまとめ効果を一定考慮いたします。   |
| 64  | 実施方針 | 11 | 事業者選定時削減率について                 | 質問    | 「なお、予定価格に対して提案する入札価格の落札率に相当する率を削減率として、事業期間を通じ適用する。」とありますが、8年間の事業期間中の削減率は一定との理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 65  | 実施方針 | 11 | 事業費の清算における削減率の反映              | 意見    | 施工着手後の想定外の事象による事業費の増に対し、公共積算基準の体系に沿って工事費等を見直し、削減率を反映して確定するとなっているが、想定外の事象によっては公共積算で足りないことも考えられるため、協議の対象とさせて頂きたい。  | 積算に用いる単価・歩掛のうち、市の積算基準に定めのないものがある場合の取扱いについては、要求水準書(案)第4-2-(3)をご確認ください。   |
| 66  | 実施方針 | 11 | (9)イ 事業期間中の事業費の精算(詳細設計過程)について | 質問    | 「合理的な範囲で公共積算基準・・・」とありますが、公共積算にない内容(例えば、FEM解析2次元、3次元等)については、設計コンサルの見積等によるものと判断して良いのでしょうか。   | 積算に用いる単価・歩掛のうち、市の積算基準に定めのないものがある場合の取扱いについては、要求水準書(案)第4-2-(3)をご確認ください。   |
| 67  | 実施方針 | 11 | (9)イ 事業期間中の事業費の精算(詳細設計過程)について | 質問    | 例えば、開削工法から推進工法への変更等が発生する事象について、どの工法で詳細設計を開始するのは事業者で判断するのでしょうか。コストの要素も影響すると考えるため貴市の判断も必要になると考えますが、どのようなプロセス・基準で決定する想定かご教示いただけますでしょうか。                       | 工法の選定に係る事業者の業務範囲は、要求水準書(案)第5-2-(3)をご確認ください。なお、工法選定の段階では、基本的に市はその良否について逐次判断しませんが、最終的に作成された設計内容に対して、要求水準書(案)第5-2-(7)に記載のとおり、市が承認を行う流れとなります。<br>設計業務等のプロセスの中で市のモニタリグ項目については、モニタリグ基本計画(案)別紙を併せてご確認ください。   |
| 68  | 実施方針 | 11 | (9)イ 事業期間中の事業費の精算(詳細設計過程)について | 質問    | 従来から、御市の詳細設計発注時には工法が決定しているのが通常ですが、このことは「水道事業実務必携」に、工法決定を行うための「基本設計」の項目が存在しないことによるものと考えられます。施工困難箇所については、工法決定が大きい要因になると思いますが、「基本設計」の作業についての対価はどのようにお考えでしょうか。 | 重要論点説明資料(補足資料)の2-1「精算の対象外とする項目(例)(設計費)」(2ページ)にお示しするとおり、工法の選定(詳細な検討は設計費に含む)等の基本的な設計検討については、SPC経費に計上する形で、その対価を市が負担しています。<br>なお、SPC経費の計上方法に係る考え方については、NO.191の回答をご確認ください。   |
| 69  | 実施方針 | 11 | (9) 事業費の精算 イ 事業期間中            | 質問    | 市が入札公告時に対象施設の更新等に係る基本条件と異なる想定外事業(シールド工事など別工法の選択)に対しても削減率が同様に反映されている根拠をご教示願います。   | ご意見として承ります。   |
| 70  | 実施方針 | 11 | (9) 事業費の精算 イ 事業期間中            | 質問    | 事業エリアなどが限定的な断水作業にも開削工法で算出した削減率が反映されている根拠をご教示願います。  | ご意見として承ります。   |
| 71  | 実施方針 | 11 | 事業費の精算                        | 質問    | 事業期間中(詳細設計過程)に判明した想定外事業費の増は、公共積算基準の体系に沿った適正価格の範囲内であれば、例外なく全額が市の負担になると考えてよろしいでしょうか。   | 工事費の精算の対象範囲は、要求水準書(案)第4-2-(4)をご確認ください。  |
| 72  | 実施方針 | 11 | 事業費の精算について(詳細設計過程)            | 質問    | 「合理的な範囲で公共積算基準の体系に沿って設計費及び工事費を見直す」とありますが、具体的に使用する物価指数は何かをご教示ください。  | 事業者側で現場状況に応じた設計業務を行う際、公共積算基準の体系に沿って、市が認める合理的な範囲(数量等)内で積算を実施していただきます。その後の設計費の確定にあたっては、削減率を適用しサービス購入料としてお支払いします。<br>また、設計費及び工事費の積算にあたっては、市の積算システムで行っていただき、着手前工事費の確定にあたっては、その時点の最新の労務単価等を使用していただきます。なお、使用する積算基準等については、ホームページの「土木工事積算基準」をご確認ください。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。   |
| 73  | 実施方針 | 11 | 第3 1 (9) イ 業務期間中(詳細設計過程)      | 質問    | 詳細設計で求める工事費については、民間単価で積算した工事費と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。  | 工事費の積算に係る単価等の考え方については、要求水準書(案)第4-2-(3)をご確認ください。   |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁  | 該当箇所                 | 質問・意見   | 回答   |
|-----|------|----|----------------------|---|--|
| 74  | 実施方針 | 11 | 第3章(9)イ業務期間中(詳細設計過程) | 質問<br>合理的な範囲で公共積算基準の体系に沿って設計費及び工事費を見直すとはありますが、当初及び変更後の公共積算基準による工事費を積算するのに要する必要は市に負担いただける、また、予定価格で考慮済みであると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。                            | 積算に要する費用は、SPC経費に計上する形で、事業費に考慮しています。  |
| 75  | 実施方針 | 11 | (9)事業費の精算ウ事業期間中      | 質問<br>汚染土や地中障害物の処分等入札時には想定されない項目であり、工法が変更された場合には削減率の適用は合理性がないと考えます。工法が変更された場合に適用するお考えであれば、その根拠をご教示願います。   | ご意見として承ります。  |
| 76  | 実施方針 | 11 | (9)事業費の精算ウ           | 質問<br>事業期間中、施工着手以降に判明する施工条件のうち、事業者では制御が困難で事業契約書にて提示する事象等に起因して、当該路線の工事費の増減が見込まれる想定外事業費増減については工事費を見直すとはありますが、設計変更を伴う場合は設計費も見直されるという理解でよろしいでしょうか。                  | 施工着手以降に発生する設計の修正作業に係る費用については、精算の対象外〔工事費の諸経費(率分)含まれている〕としております。<br>なお、設計費の精算の考え方については、「重要な契約条件の説明書」Iをご確認ください。   |
| 77  | 実施方針 | 11 | 工事期間中の想定が事業費増減について   | 質問<br>「市が事業契約書にて提示する事象(汚染土や地中障害物の処分等)等に起因して当該路線の工事費の増減が見込まれる想定外事業費増減については、合理的な範囲で公共積算基準の体系に沿って工事費を見直すこと」とありますが、合理的な範囲はどの程度でしょうか。具体的な範囲も含めて入札公募時に提示いただけるのでしょうか。  | 要求水準書(案)第4-2-(4)をご確認ください。  |
| 78  | 実施方針 | 11 | 事業費の精算について(施工着手以降)   | 質問<br>「合理的な範囲で公共積算基準の体系に沿って工事費を見直す」とありますが、具体的に使用する物価指数は何かをご教示ください。  | 施工着手以降に発生した事象による変更については、例えば、設計段階の試験掘で予見できた事象と市が判断した場合は、その変更による市の経費負担はしませんが、試験掘を実施しても予見できない事象等により変更が生じた場合などは、市の経費負担とすることとしています。<br>また、完成時の工事費の確定にあたっては、市の積算システムで行っていただき、着手前工事費の確定にあたっては、その時点の最新の労務単価等を使用していただきます。なお、使用する積算基準等については、ホームページの「土木工事積算基準」をご確認ください。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。 |
| 79  | 実施方針 | 12 | 市が実施している業務との連携について   | 質問<br>「水道管路の復旧が必要となった場合、可能な限り水道管路の応急復旧活動への従事に協力する」とありますが、対象は市内の全管路ですか。また、増員して対応する必要がありますか。  | 基本的には市域内の管路を対象としております。あくまでも可能な場合に協力いただきたいという趣旨のもので、増員することを要求水準として定めるものではありません。   |
| 80  | 実施方針 | 12 | 市が実施している業務の協力について    | 質問<br>「大阪市内で地震や風水害などによる広域的な大規模災害が発生し、水道管路の復旧が必要となった場合、可能な限り水道管路の応急復旧活動への従事に協力する」とありますが、応急復旧活動の協力により、本事業に影響が生じた場合、事業期間延長を認めていただけるのでしょうか。また延長分の経費も認めていただけるのでしょうか。 | 当該協力によって事業期間中の全路線の完工が不可能となる見込みとなった際は、双方協議によって、双方無帰責による事業期間の延長の可否を判断し、延長時のSPC経費は合理的な範囲で市が負担する想定です。ただし、延長に必要な予算措置がなされることが前提となります。<br>詳しくは要求水準書(案)第4-2-(6)、重要な契約条件の説明書Ⅲ及びⅣをご確認ください。   |
| 81  | 実施方針 | 12 | 市が実施している業務との連携       | 質問<br>「市が実施している業務」とは、本事業に関連して大阪市水道局が実施する業務に限定されるのか、あるいは大阪市水道局の所管外を含む行政全般を指すのかをご教示ください。  | 原則は、大阪市水道局が実施する業務が対象となりますが、例外的に、大阪市水道局の所管外の業務についても調整をお願いする場合があります。   |
| 82  | 実施方針 | 12 | 市が実施している業務との連携       | 質問<br>応急復旧活動に係る事業者の具体的な役割は、要求水準書に記載いただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | 要求水準書(案)第2-1-(9)をご確認ください。  |
| 83  | 実施方針 | 12 | 市が実施している業務との連携       | 意見<br>事業者が協力することとなる応急復旧活動について、事業者が市の指示に従った場合は、事業者はその行為について責任を負わない建付けとしていただくようお願いいたします。  | ご意見として承ります。  |
| 84  | 実施方針 | 13 | 1 選定の方法              | 質問<br>事業者の選定は総合評価一般競争入札方式となっておりますが、4パターン(特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型)の内どのパターンを想定されているのでしょうか。  | 総合評価一般競争入札方式を採用しますが、パターンに関しては、他都市事例等を参考に、本事業に適した選定フローを検討しています。<br>詳しくは、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。  |
| 85  | 実施方針 | 13 | 1 選定の方法              | 質問<br>「大阪市公共工事総合評価落札方式 運用ガイド P22」に記載されている通り、落札者決定基準を入札公告時に運用するタイプと同様に明記して頂けるのでしょうか。   | 本事業は通常の公共工事ではなく、PFI事業であるため、「大阪市公共工事総合評価落札方式運用ガイドライン」の適用は受けませんが、本ガイドラインの趣旨を踏まえて対応します。   |
| 86  | 実施方針 | 13 | 1 選定の方法              | 意見<br>初回の入札公告のように、予定価格の公表をお願いしたいです。   | 初回とは、昨年度に公募手続きが終了した「大阪市水道PFI管路更新事業」(以下「前回事業」という。)のことと理解してお答えします。<br>事業費の上限額(≒予定価格)をお示ししていた前回事業における事業者選定方法は、随意契約の一類型である公募型プロポーザル方式を採用していたのに対し、本事業における事業者選定方法は、総合評価一般競争入札方式であることから、本市における取扱いを踏まえ、予定価格を事前公表する予定はありません。<br>入札条件としてご理解ください。   |
| 87  | 実施方針 | 13 | 募集及び選定スケジュール         | 質問<br>参加資格審査を通過した入札参加者に対して、競争的対話を実施するご想定はありますでしょうか。   | 総合評価一般競争入札方式においては、制度上、競争的対話のプロセスはありません。<br>今回、要求水準書(案)等に対する質問を受け付け、後日ホームページ等で回答内容を公表します。また、入札公告後においても、同様に質問を受け付け、回答する予定です。<br>なお、入札公告後の対話については、公募手続きの公正性や公平性に留意しつつ、その是非について検討します。  |
| 88  | 実施方針 | 13 | 募集及び選定スケジュール(予定)     | 意見<br>事業契約締結後に業務引継ぎが確実に実行できる期間の設定をお願いしたい。   | ご意見として承ります。  |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、モニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁  | 該当箇所                 | 質問・意見  | 回答   |
|-----|------|----|----------------------|--|--|
| 89  | 実施方針 | 13 | 選定スケジュールについて         | 質問 提案書提出後、事業者によるプレゼンテーションは想定されていますでしょうか。   | 事業者の選定方法につきましては、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。   |
| 90  | 実施方針 | 14 | 入札参加者の参加資格要件         | 質問 構成企業以外の企業については、入札参加規程上の制限はないと理解してよいでしょうか。   | SPCに出資する構成企業以外の企業に対する参加資格要件等については、入札公告時に示す入札説明書等をご確認ください。  |
| 91  | 実施方針 | 14 | 入札参加者の構成について         | 質問 入札参加者の構成は『2以上の法人を構成員とする法人のグループ』とありますが、構成企業の業態までは問わないという認識でよろしいでしょうか。例えば、設計企業、管材メーカー、ゼネコン、地元企業などの企業を構成員に確実に入れなければならないという縛りはないという認識でよろしいでしょうか。公告時に条件を追加することは極力ないようにお願い致します。 | 特定の企業を構成員に確実に入れなければならないような縛りは設けない予定ですが、詳しくは、入札公告時に示す入札説明書等をご確認ください。  |
| 92  | 実施方針 | 14 | 参加表明書について            | 質問 入札参加者は、構成員の企業名及びそれらの者が携わる業務を参加表明書において明らかにすると記載があります。参加表明書に記載する業務は、p8ア特定事業の計画業務、運営業務、設計業務、施工業務から選定するという理解でよろしいでしょうか。   | 実施方針において示す施工業務については、施工業務と施工監理業務に分けましたので、参加表明書については、要求水準書(案)第1-4-(1)に示す業務から該当するものを選択し、具体的な内容を記載していただくことを予定しています。詳しくは、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。                 |
| 93  | 実施方針 | 14 | 第4-3(1) 入札参加者の構成     | 質問 オ「携わる業務」とありますが、業務の種類としてはP8 ア特定事業(ア)～(エ)のいずれかであるかご教示願います。  | 実施方針において示す施工業務については、施工業務と施工監理業務に分けています。詳しくは、要求水準書(案)第1-4-(1)をご確認ください。  |
| 94  | 実施方針 | 14 | 入札参加者の構成             | 質問 代表企業の出資割合は、構成員中、最大であるという条件を満たせば、構成員からの出資額に上限・下限の制限はないと理解してよいか。  | 代表企業の出資割合については、ご理解のとおりです。その他の条件については、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。  |
| 95  | 実施方針 | 14 | 入札参加者の構成             | 質問 SPCの資本金の上限・下限等はあるか?   | SPCの資本金については、現時点では、制限を設ける想定はしていません。詳しくは、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。   |
| 96  | 実施方針 | 15 | 入札参加者の変更について         | 質問 「ただし、参加資格確認基準日以降、事業提案書受付までの間、やむを得ない事情が生じた場合は、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員については、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合は、追加及び変更を認めることがある。」とありますが、事業提案書受付から契約書締結日までの間も構成員の変更を認めていただけるでしょうか。     | 本事業に関わる構成員等の役割を明らかにしたうえで、提案書を提出していただく予定です。提案書提出後から契約書締結日までの間において、構成員を変更することは、提案書の信頼性を損ない、評価の適正性にも影響を及ぼすことから、原則として、構成員の変更は認めません。詳しくは、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。 |
| 97  | 実施方針 | 15 | 入札参加者の参加資格要件         | 質問 大阪市水道局が100%出資する株式会社大阪水道総合サービスについて、入札参加者の構成員となることは妨げられないとの理解でよろしいでしょうか。  | 現時点では、株式会社大阪水道総合サービスに対して入札参加資格に制限を設ける予定はありません。詳しくは、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。  |
| 98  | 実施方針 | 15 | 第4-3-(2)-ウ 入札参加車の制限  | 質問 入札参加者の構成員の参加資格要件は理解しています。SPC構成員では無く、委託先や再委託及び下請け企業として協力してもらうのは可能でしょうか。  | 実施方針に記載している参加資格要件は、SPCの構成員の要件を示したものです。また、第三者への委託等に関する事項は、要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。なお、詳しくは入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。  |
| 99  | 実施方針 | 16 | 第4-3(3) 入札参加者の参加資格要件 | 質問 参加資格要件について、代表企業が(ア)(イ)を有している場合、その他構成員の参加資格要件は不要と考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。  | 実施方針第4-3-(3)に掲げる入札参加者の参加資格要件に関しては、ご理解のとおりです。   |
| 100 | 実施方針 | 16 | 入札参加者の参加資格要件         | 質問 事業に参加する構成企業の参加資格についてはある程度の条件が必要となる事は想定されるが、一次下請け以下の参画企業については通常の請負契約等で事業に参加することは可能でしょうか。(当事業では通常の請負工事では必要でない、特別な事業参加資格等必要なのでしょうか?)   | 一次下請け以下の参画企業の資格要件については、現時点においては、要求水準書(案)第4-2-(2)をご確認ください。なお、詳しくは、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。  |
| 101 | 実施方針 | 16 | 入札参加者の参加資格要件         | 意見 構成企業の参加資格要件について開示頂きたい。  | 現時点においては、実施方針及び要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。詳しくは、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。  |
| 102 | 実施方針 | 16 | 入札参加者の参加資格要件         | 質問 参加資格の要件が追加されることはない理解でよいか。   | 現時点においては、実施方針及び要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。詳しくは、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。  |
| 103 | 実施方針 | 16 | 入札参加者の参加資格要件         | 質問 参加要件は記載の事項で確定という理解でよいか。   | 現時点においては、実施方針及び要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。詳しくは、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。  |
| 104 | 実施方針 | 17 | 参加資格確認基準日            | 質問 3(4)に記載の「資格確認申請書」とは、2のスケジュールに記載の「参加資格審査申請書」及び3(1)ケに記載の「参加資格確認申請書」と名称が異なりますが、これらは別の資料と考えてよろしいでしょうか。  | 「資格確認申請書」、「参加資格確認申請書」、「資格審査申請書」はいずれも同じ資料のことを指しています。  |
| 105 | 実施方針 | 17 | (3) 審査結果の公表について      | 質問 (3) 落札者の審査結果については、具体的な評価項目と評価点等ご想定があればご教示下さい。   | 評価項目及び評価点等については、価格面と技術面の両面で最も優れた提案をした者が選定されるように、検討しているところです。詳しくは入札公告時に示す入札説明書等をご確認ください。  |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁  | 該当箇所                            | 質問・意見 | 回答  |   |
|-----|------|----|---------------------------------|-------|---|---|
| 106 | 実施方針 | 17 | 審査及び選定手続き                       | 意見    | 選定手続きの透明性及び公平性の観点から、大阪市PFI事業検討会議の議事は、公にすることにより権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除き、すべて公表いただくようお願いいたします。   | 大阪市PFI事業検討会議において、事業者の提案内容、市の審査内容及び結果等に関して意見を聴取したうえで、本市において落札者を決定します。<br>なお、大阪市PFI事業検討会議開催要綱第10条により、非公開の会議となりますので、公開可能な情報(会議の開催時期、出席者、議題、議事の要旨等)については、ホームページに掲載します。<br>そのほか、落札者を決定した場合は、審査項目と決定方法、審査の経緯、意見聴取結果など選定過程の透明性を確保するために、必要資料及び落札者の提案に基づくVFMをホームページで公表します。 |
| 107 | 実施方針 | 17 | (4) 事業者選定の中止および特定事業の選定の取り消しについて | 質問    | (4) 中止及び取り消しの公表について、「評価されない、提案が不適である」等の結果に至った具体的な内容について公表されるのでしょうか。   | 事業者選定の中止及び特定事業の取消しをする場合には、評価結果及び理由等を公表する必要があると考えます。   |
| 108 | 実施方針 | 18 | (5) 著作権                         | 意見    | 市は著作権が公表等に関し必要と判断した場合は入札参加者に確認の上無償で使用できるとのことですが、入札者の独自のノウハウなどが含まれている可能性もあるため「確認」ではなく「承諾」の上としていただけないでしょうか。   | 市が入札参加者へ確認した際に、入札参加者の独自のノウハウ等が含まれていることが判明した場合は、当該箇所につきましては公表しません。   |
| 109 | 実施方針 | 18 | SPCの設立について                      | 意見    | 当該SPCに出資する者は、「事業契約が終了まで、SPCの株式を保有」との記載がありますが、実施方針24頁4(1)イ本議決権株式について、市の承諾を条件に株式の処分が可能となっているため、不整合となっています。したがって、本項の「事業契約が終了まで、SPCの株式を保有」との記載は、削除願います。           | 実施方針18頁5(2)においては、「当該SPCに出資する者は、事業契約が終了するまで、SPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡及び担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。」としています。<br>一方、実施方針24頁4(1)イにおいて、「本議決権株式を処分しようとするときは、市の書面による事前の承認を受ける必要がある。」としています。<br>双方とも、市の書面による事前の承認が必要であるとしており、不整合はないと考えます。                       |
| 110 | 実施方針 | 18 | SPCの設立                          | 質問    | 記載の内容のほか、資本金の金額等、SPCの設立に関して条件を設けるご想定はありますでしょうか。   | SPCの設立に関して、現時点においては、実施方針に記載している以外の条件を設ける予定はありません。詳しくは、入札公告時に示す入札説明書をご確認ください。  |
| 111 | 実施方針 | 18 | SPCの設立                          | 質問    | 市がSPCに出資する予定はないとの理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 112 | 実施方針 | 18 | 落札者による事業準備行為                    | 質問    | 落札者は(中略)事業開始に向けた準備行為として、市が協力する範囲で現地調査を実施することができるとあるが、入札参加者の現地調査はできないのか。   | 現地調査については、落札者決定後に、落札者と協議のうえ実施する予定です。  |
| 113 | 実施方針 | 18 | 落札者による事業準備行為                    | 質問    | 現地調査は優先交渉権者となるまで実施されないのでしょうか。   | 現地調査については、落札者決定後に、落札者と協議のうえ実施する予定です。  |
| 114 | 実施方針 | 18 | 落札者による事業準備行為                    | 質問    | 現地調査は応募者となるための準備行為としても必要であり、募集要項公表と同時に、応募者が現地調査を実施できるようにして頂けるか。   | 現地調査については、落札者決定後に、落札者と協議のうえ実施する予定です。  |
| 115 | 実施方針 | 18 | 落札者による事業準備行為                    | 質問    | 現地調査が可能な場合に具体的にいつから現地調査を実施できるのでしょうか。  | 現地調査については、落札者決定後に、落札者と協議のうえ実施する予定です。  |
| 116 | 実施方針 | 18 | 落札者による事業準備行為                    | 質問    | 落札者が実施する協議とは何を定めるための協議を想定されていますか。   | 市と落札者の協議については、事業開始に向けた準備行為として、事業計画書の作成や、業務引継等を想定しています。  |
| 117 | 実施方針 | 19 | 引継ぎの時期について                      | 質問    | 「SPCは、事業契約に定める本事業開始日に事業を開始する。事業の開始にあたっては、SPCが業務の引継ぎ等の事業契約上の義務を履行すること。」とありますが、全ての対象路線の管理責任が事業開始時にSPCへ引継がれるのでしょうか。  | 施工期間中(更新中)の工事目的物の管理責任は、事業者が負いますが、それ以外のものについては市が管理責任を負います。   |
| 118 | 実施方針 | 19 | 事業の開始                           | 質問    | 市職員の協力を受けながら事業を進めていきたいが、SPCに市職員の出向は可能ですか。   | 本事業は、公共施設等運営権制度を活用した事業ではなく、また、市からSPCへの出資も行いませんので、市職員の派遣は、制度上行うことはできません。   |
| 119 | 実施方針 | 20 | リスク分担について                       | 質問    | 事業契約締結日から事業開始迄の期間における災害等不可抗力事象が発生した場合の負担は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 120 | 実施方針 | 20 | リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担    | 意見    | 別紙1リスク分担保(案)の5.計画・設計・施工リスク(P5)に「対象路線について、着工後に判明する想定外の工事費及び断通水作業費の増で、精算対象項目等以外に起因するもの」に関して、事業者側のリスクとなっておりますが、想定外に対して詳細設計時に見込んでおくべき変更対象となる事象、変更対象ならない事象を明確にしたい。 | 工事費の精算の対象項目及び対象外項目の考え方と主な事例については、要求水準書(案)第4-2-(4)をご確認ください。  |
| 121 | 実施方針 | 20 | リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担    | 質問    | P6に記載されている、「にごりの発生」で、事業者のバルブ操作等に起因する濁水リスクとありますが、これまでの経験で起こった事例・事象・原因等どのような事で発生することがありましたでしょうか。  | 濁りの発生については、断水作業による付近の管路の流向変化・流速上昇やバルブ操作によるものがあります。このような濁り水発生が予測される範囲のお客さまには事前にPRを行い、作業時には急激なバルブ操作をしないよう注意しています。<br>なお、過去には副弁内蔵式のバルブを閉める際に、主弁を閉弁したが副弁を閉め忘れたために、長期滞留水が使用中の配水管に流出した事象がありました。   |
| 122 | 実施方針 | 20 | リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担    | 質問    | 上記の事象が発生した場合補償などは、大阪市水道局としてどのような対処されたのか、これまでの対処事例・かかった費用等ご教授願います。   | 事業者の誤ったバルブ操作に起因する濁り発生に係る第三者への補償は委託業者にて対応しています。<br>近年の主なものとしては、委託業者が配水管移設工事に伴う断水作業を実施したところ、鉄錆等の濁りが発生し、濁りや断水のPR範囲外にある施設の受水槽に流入し汚損させることとなり、受水槽清掃に係る費用として、約37万円を補償した事例があります。なお、この事例では、事業者は適正なバルブ操作を実施していたことから、当該費用は市が補償しました。  |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PF1事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PF1事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁  | 該当箇所                       | 質問・意見  | 回答   |
|-----|------|----|----------------------------|--|--|
| 123 | 実施方針 | 20 | 詳細設計過程での想定外の事業費について        | 質問 「…、事業者による詳細設計実施時に、異なる施工条件となったことによる変更が判明した場合における、当該変更により生じる設計費、工事費及び断通水作業費のについては、公共積算基準の体系に沿った適正価格の範囲内で市が負担する」とありますが、変更等に伴う設計・施工の全体調整に伴うSPC経費も対象との理解で宜しいでしょうか。                                       | 現在、市が直営で実施している設計・施工の全体調整に係る業務については、職員人件費として、個別路線に係る業務量の増減も織り込んで、SPCの経費として見込んでいます。本事業においても、個別の業務の増減について、個別に精算することは考えていないことから、SPC経費については、提案時の価格で固定することとしています。詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。  |
| 124 | 実施方針 | 20 | 第5 1 (1) 詳細設計過程での想定外の事業費の増 | 質問 設計費とありますが、想定外の事象により設計業務を見直すに際して必要となった計画業務及び運営業務に係る費用についても市が負担していただけたらと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。   | 計画業務及び運営業務に係る費用は、SPC経費に計上する形で、事業費に含んでいます。なお、SPC経費の計上方法に係る考え方については、NO.191の回答をご確認ください。   |
| 125 | 実施方針 | 20 | 着工後の想定外の事業費について            | 質問 「…市が事業契約書にて提示する事象（汚染土や地中障害物の処分等）等に起因する工事費及び断通水作業費の増については、公共積算基準の体系に沿った適正価格の範囲内で市が負担する」とありますが、これらの事象によるSPC経費も対象との理解で宜しいでしょうか。  | 現在、市が直営で実施している設計・施工の全体調整に係る業務については、職員人件費として、個別路線に係る業務量の増減も織り込んで、SPCの経費として見込んでいます。本事業においても、個別の業務の増減について、個別に精算することは考えていないことから、SPC経費については、提案時の価格で固定することとしています。詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。  |
| 126 | 実施方針 | 20 | (3) 金利変動に起因する事業費の増         | 質問 各種設計変更を考慮いただくスキームになっており、その点は有難く思いますが、コストに加えて必要な人員（施工企業）も公募時から見直しが必要になります。そのため、これに伴い人員の確保／施工企業の確保も円滑に進まない可能性が想定されます。民間事業者側の責務としては当該対応に対して適切に努力する義務までとしていただき、これにより工期遅延が生じた場合に民間事業者者に責が及ばないようにお願い致します。 | 本事業は管路更新に係る計画・設計・施工の一連の業務を一括して民間事業者者に委ねることで管路更新のペースアップを図ることを目的に実施するものであり、実施体制の確保については、事業者において責任をもって対応いただくことが基本となります。なお、事業期間内に業務の履行が困難となった場合において、事業者の責として該当する事例については、重要な契約条件の説明書IIIをご確認ください。  |
| 127 | 実施方針 | 21 | 物価変動に起因する事業費の増について         | 質問 「公共積算基準の体系に沿った直近の単価により算定される価格」とありますが、具体的に使用する物価指数をご教示ください。  | 本事業においては、市の積算システムを使用して積算いただくこととしており、市の積算システムで変動前工事費と変動後の工事費を比較していただきます。なお、使用する積算基準については、ホームページの「土木工事積算基準」をご確認ください。詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。   |
| 128 | 実施方針 | 21 | 物価変動に起因する事業費の増について         | 質問 「施工業務着手以降に生じた物価変動に起因する事業費増については、事業者に一定の負担を求める」とありますが、一定の負担とはどの程度を想定されていますでしょうか。   | いわゆるスライド条項における全体スライドと同じ考え方で、路線毎に契約後、12カ月を経過して残工期が2カ月以上ある場合に、市の積算システムを用いて、変動前の工事費と変動後の工事費を比較して算出してもらいます。1.5%を超える部分を市が負担しますので、1.5%までを事業者に求めることとしています。詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。  |
| 129 | 実施方針 | 21 | (5) その他の不可抗力事象に起因する事業費の増   | 質問 事業者に一定率の負担を求めることとし、とありますが、少なくとも官民で負担すべきではないでしょうか。   | 不可抗力に起因する増加費用等について、一定の金額を超えるものについては市が負担することとしております。詳しくは重要な契約条件の説明書VIをご確認ください。  |
| 130 | 実施方針 | 21 | その他の不可抗力事業に起因する事業費の増について   | 質問 疫病について、新型コロナウイルスのような予期せぬ感染症、疾病等も不可抗力の対象となると理解していいでしょうか。   | 通常予見することが不可能な感染症であれば、「疫病」として不可抗力事象に該当すると考えます。  |
| 131 | 実施方針 | 21 | 事業者の責任の履行確認に関する事項について      | 質問 履行保証契約は実施体制に応じてSPC、又は、施工担当企業が行うとの理解でよろしいでしょうか。  | 本事業の事業契約は市とSPCで締結することになりますので、契約保証（履行保証契約等）はSPCに行っていただきます。  |
| 132 | 実施方針 | 22 | モニタリングについて                 | 質問 「…事業開始までに、市と事業者の双方が全体のモニタリングについて協議、確認しながら、事業開始後～」とありますが、市が実施するモニタリング内容についても協議できますでしょうか。   | 事業者からご提出いただくセルフモニタリング実施計画(案)の内容を踏まえて、全体のモニタリングについて協議し、モニタリング内容を決定していく予定です。モニタリング基本計画(案)第1-2-(3)をご確認ください。   |
| 133 | 実施方針 | 22 | 第5 3 (3) モニタリングの基本方針       | 質問 セルフモニタリングの実施費用はSPC経費に含まれていると考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 134 | 実施方針 | 22 | (4) モニタリングの実施体制            | 質問 モニタリングについてですが、市との会議の頻度・体制等によって、業務責任者の配置先にも影響がありますので可能な限り詳細を示してください。   | 市とSPCとの会議については、モニタリングの経営及び事業進捗に係る総括的な確認・情報共有を目的に、年に1回の年次報告、半期に1回の半期報告を行います。（市の出席者はモニタリング統括、業務モニタリング担当の各部門の部長級、課長級を検討）<br>上記に加え、計画・運営・設計・施工・施工監理業務の全体工程の確認・情報共有を目的に、月次会議を行います。（市の出席者はモニタリング統括、及び当月に中心的な業務を担う所属を検討）<br>また、それ以外にも事業者からご提案があれば、柔軟に対応することを想定しております。 |
| 135 | 実施方針 | 22 | 事業者によるセルフモニタリング            | 質問 セルフモニタリング結果の記録、所定の期限までに報告書として市に提出するとのことだが、報告の頻度はどの程度を想定しているか。   | モニタリング基本計画(案)別紙2-1及び別紙2-2をご確認ください。また入札公告時に示す市のモニタリング確認一覧をご確認ください。  |
| 136 | 実施方針 | 22 | 事業者によるセルフモニタリング            | 質問 セルフモニタリング結果の記録、所定の期限までに報告書として市に提出するとのことだが、所定の期限はいつからいつまで（何営業日等）を想定しているか。  | モニタリング基本計画(案)別紙2-1及び別紙2-2をご確認ください。また入札公告時に示す市のモニタリング確認一覧をご確認ください。  |
| 137 | 実施方針 | 22 | 事業者によるセルフモニタリングについて        | 質問 「セルフモニタリングを効率的、効果的に実施」とあるが、市が定めるモニタリング計画(案)を元に、基準・頻度は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PF1事業要求水準書(案)、モニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PF1事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁  | 該当箇所                         | 質問・意見  | 回答   |
|-----|------|----|------------------------------|--|--|
| 138 | 実施方針 | 22 | 第5-3<br>(4) ア事業者によるセルフモニタリング | 質問<br>セルフモニタリングを実施する者は、協力企業、第三者機関でも実施可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。                        | セルフモニタリングにかかる作業について、外部委託して実施いただくことは可能ですが、セルフモニタリングの実施責任については、SPCが負うことになります。<br>なお、セルフモニタリング結果を検証するために、適宜第三者機関を活用していただくことも可能です。   |
| 139 | 実施方針 | 22 | (4) イ 市によるモニタリング             | 質問<br>モニタリング時の市が定めた確認ポイントは開示されますか。開示されるならいつでしょうか。  | モニタリング基本計画(案)別紙2-1及び別紙2-2をご確認ください。<br>また入札公告時に示す市のモニタリング確認一覧をご確認ください。  |
| 140 | 実施方針 | 22 | 市によるモニタリングについて               | 質問<br>特に重要な事項については市による事前承認することとありますが、現時点で想定している承認事項があればご教示ください                             | モニタリング基本計画(案)別紙2-1及び別紙2-2をご確認ください。<br>また入札公告時に示す市のモニタリング確認一覧をご確認ください。  |
| 141 | 実施方針 | 23 | (6) モニタリングによる改善措置等           | 意見<br>モニタリングの評価をめぐり貴市と民間事業者の意見が一致しないことも想定されます。第三者機関による意見調整の選択を想定していただけないでしょうか。             | 現時点では、工法や工事費の妥当性に係る第三者会議の設置を予定していますが、モニタリング評価に関する意見調整は想定しておりません。<br>市のモニタリング評価については、事業者に理解いただけるよう丁寧に対応してまいります。   |
| 142 | 実施方針 | 23 | 第5-3-(6) モニタリングによる改善措置等      | 意見<br>「事業計画や要求水準との乖離・・・違約金を求める」と有りますが、入札公告時にはお示しになるとは思いますが、現時点で判る範囲で教えて頂けないでしょうか。          | 重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。  |
| 143 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等               | 質問<br>事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、事業者に対して違約金を求めることがあるとのことだが、かい離の程度とはどの程度を想定しているか。             | 個別の状況により異なりますが、違約金を求める事例については、モニタリング基本計画(案)表2及び重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。<br>また、詳しくは入札公告時に事業契約書(案)の別紙としてお示しする予定です。  |
| 144 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等について           | 質問<br>「市は、事業者に対して、違約金を求めることがある」とあるが、金額については市の定めるモニタリング計画(案)に示される理解でよろしいでしょうか。              | 現時点での違約金の額の想定については、重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。<br>なお、違約金の額について、入札公告時に事業契約書(案)の別紙としてお示しする予定です。  |
| 145 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等について           | 質問<br>「市は、事業者事由による解除を行う」とあるが、評価基準や解除に至るフローは市の定めるモニタリング計画(案)に示される理解でよろしいでしょうか。              | 現時点での契約解除事由の想定については、重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。<br>なお、契約解除事由については、入札公告時に事業契約書(案)の別紙としてお示しする予定です。<br>また、解除に至るフローについては、モニタリング基本計画(案)第4-1-(1)をご確認ください。                                    |
| 146 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善について              | 意見<br>「…なお、事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、事業者に対して違約金を求める事がある」とありますが、「乖離の程度」について、公募時に具体的にご提示ください。 | 個別の状況により異なりますが、違約金を求める事例については、モニタリング基本計画(案)表2及び重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。<br>また、詳しくは入札公告時に事業契約書(案)の別紙としてお示しする予定です。  |
| 147 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等               | 質問<br>更新工事が地元の要望や他工事との調整等の運営権者の責によらない場合は、業務改善指示の対象とならないと考えるが、その理解で良いか。                     | 事業者に帰責事由がない場合は、ご理解のとおりです。  |
| 148 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等               | 質問<br>事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、運営権者に対して違約金を求めるとあるが、モニタリング計画(案)においてペナルティのルールが示されるのか。        | 個別の状況により異なりますが、違約金を求める事例については、モニタリング基本計画(案)表2及び重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。<br>また、詳しくは入札公告時に事業契約書(案)の別紙としてお示しする予定です。  |
| 149 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等               | 意見<br>違約金詳細は募集要項等の公表時にお示し下さい。  | 現時点での違約金の額の想定については、重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。<br>なお、違約金の額について、入札公告時に事業契約書(案)の別紙としてお示しする予定です。  |
| 150 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等               | 質問<br>事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて、市は、運営権者に対して違約金を求めるとありますが、「かい離」の程度とはどの程度の数値であるかをお示しいただきたい。      | 個別の状況により判断することになりますが、工事完成物への影響があるような場合や安定給水・水質等への影響を生じさせた場合、水道事業以外の本市事業への影響を生じさせた場合、市民や工事関係等に損害を生じさせた場合等を想定しております。<br>詳しくは、モニタリング基本計画(案)表2をご確認ください。                              |
| 151 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等               | 質問<br>違約金額の明確な基準を教えてください。  | 現時点での違約金の額の想定については、重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。<br>なお、違約金の額について、入札公告時に事業契約書(案)の別紙としてお示しする予定です。  |
| 152 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等               | 質問<br>事業計画や要求水準とのかい離の程度と違約金の関係性はどんなものか。  | 個別の状況により判断することになりますが、工事完成物への影響があるような場合や安定給水・水質等への影響を生じさせた場合、水道事業以外の本市事業への影響を生じさせた場合、市民や工事関係等に損害を生じさせた場合等を想定しております。<br>詳しくは、モニタリング基本計画(案)表2をご確認ください。                              |
| 153 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等               | 質問<br>改善が見込めないと市が判断するまでのどの程度の期間を要するか。  | 状況により異なることが考えられるため、具体的な期間の想定はなく、個別に判断してまいります。  |
| 154 | 実施方針 | 23 | モニタリングによる改善措置等               | 質問<br>改善が見込めないと市が判断する指標は何か。  | 状況により異なることが考えられるため、具体的な指標の想定はなく、個別に判断してまいります。  |
| 155 | 実施方針 | 24 | 4(1)ア本完全無議決権株                | 質問<br>無議決権株には匿名組合出資など議決権株以外の出資方法も含まれるという理解でよろしいでしょうか。                                      | 実施方針第5-4(1)は事業者となるSPCの株式の発行や処分について定めたものであり、匿名組合出資については実施方針上の「本完全無議決権株式」に含まれておらず、また、公の事業としての社会的責任の遂行の観点から、匿名組合出資を認める想定はしていません。<br>事業者となるSPCの設立や株式の譲渡の詳細については、入札公告時に入札説明書等でお示しします。 |
| 156 | 実施方針 | 25 | 1本事業の対象となる公共施設等の立地及び規模       | 質問<br>路線の中で、設計業務が完了した案件(R4年発注で契約に至らないもの含む)の設計費並びに施工費はどのように考えられるのでしょうか。                     | 市から提供する設計図書を活用する場合の設計費及び工事費の取扱いについては、重要論点説明資料の9をご確認ください。   |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁   | 該当箇所                                  | 質問・意見   | 回答  |
|-----|------|-----|---------------------------------------|---|---|
| 157 | 実施方針 | 25  | 事業費                                   | 質問<br>9月公表分より事業量が5Km(インセンティブ)、事業費が50億円減っているが、内訳を教えてください。(路線数、局人件費、設計費、工事費、断通水費等)。単純計算では10億円/Kmになる。1000mmクラスの開削工事を想定されていたのでしょうか。               | 本事業の対象外としましたので、ご質問の回答は差し控えさせていただきます。  |
| 158 | 実施方針 | 25  | 第6-1 本事業の対象となる公共施設等の立地及び規模            | 質問<br>「今年度中に市が発注を予定している基幹管路の更新工事(合計約2.4Km)」とありますが、今年度とは令和4年度ですか、令和5年度ですか。事業開始が令和6年度ですので、令和4年度下期発注と令和5年度発注分を除いた更新延長が40Kmと把握していますが間違っているのでしょうか。 | 今年度は令和4年度を示します。なお、令和5年度は対象路線についての市の発注は行いません。更新延長40kmは、令和4年度発注分を含んだ延長となります。  |
| 159 | 実施方針 | 25  | 本事業の対象路線の口径別の延長                       | 質問<br>本事業の対象路線の口径別の延長がしめされているが、口径の内訳をもう少し詳細に教えてください。  | 実施方針公表時に提供しました開示資料のうち、「対象基幹管路等のリスト」(入札公告時に改めて開示)に記載しています。なお、入札公告時に改めて示す開示資料をご確認ください。  |
| 160 | 実施方針 | 27  | 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項について          | 質問<br>第8に記載の事由につき解除となった場合、いずれの理由にしても、解除までの出来高は正当に査定され、対価が支払われると認識してよろしいでしょうか。   | 事業者の帰責により継続が困難になった場合においては、原則、事業者負担としますが、市が適正に履行されたと認められた出来形部分のみ対価をお支払いします。その他の帰責においては、ご理解のとおりです。  |
| 161 | 実施方針 | 27  | 第8-2-(2) 解除後の措置                       | 意見<br>「市に対して事業契約に定める違約金を支払う」と有りますが、入札公告時にはお示しになるとは思いますが、現時点で判る範囲で教えてください。   | 現時点での違約金の想定については、重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。なお、違約金については、入札公告時に事業契約書(案)の別紙としてお示しする予定です。  |
| 162 | 実施方針 | 27  | 解除後の措置                                | 質問<br>違約金の算定方法、根拠、考え方をはどのようなものか。  | 現時点での違約金の想定については、重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。なお、違約金については、入札公告時に事業契約書(案)の別紙としてお示しする予定です。  |
| 163 | 実施方針 | 27  | 解除事由                                  | 質問<br>一定期間とはどの程度の期間か。   | 状況により異なると考えられるため、具体的な期間の想定はなく、個別に判断していくこととなります。   |
| 164 | 実施方針 | 27  | 市事由解除について                             | 質問<br>「事業者は、市の責に帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合又は事業契約の履行が不能となった場合～」とありますが、事業者の責に帰す場合も一定期間の猶予を頂くなど、双方の条件を揃えて頂きますよう、ご検討ください。               | ご意見として承ります。   |
| 165 | 実施方針 | 別紙1 | 1. 制度リスク                              | 質問<br>関連条例の変更に伴い、市がリスクを負担する場合の想定をご教示ください。   | 使用資材の指定等、本事業に直接関係する条例の制定等を想定しております。   |
| 166 | 実施方針 | 別紙1 | 許認可のリスクについて                           | 意見<br>「事業者の調整等が遅延した場合は事業者がリスクを負担」とありますが、施工許可申請は市が申請者として申請する許可関係も含むため(重要論説明資料の中14ページに記載)、調整の遅延によるリスクは両者の負担がふさわしいと考えます。                         | 双方の帰責が認められる場合は、それぞれの責任の度合いに応じてリスクを負担することになります。重要な契約条件に関する説明書Ⅵをご確認ください。  |
| 167 | 実施方針 | 別紙1 | リスク分担表 1. 制度リスク                       | 意見<br>法令変更は民間の起因によるものではないので、両方とも市がリスクを負担するべきではないのでしょうか。   | 法令変更に関しては、本市の所管する法令を除いて双方ともコントロールできないことから、他のPFI事例等も参考に設定しました。重要な契約条件の説明書Ⅵをご確認ください。  |
| 168 | 実施方針 | 別紙1 | リスク分担表について                            | 意見<br>税制度以外にも、社会保険制度の変更により、事業に影響を及ぼす可能性があります。そのリスク分担についてもご検討をお願いします。  | 水道の管路更新事業に限らず、広く一般に適用される法令等の変更は事業者がリスクを負担するとしております。重要な契約条件の説明書Ⅵをご確認ください。  |
| 169 | 実施方針 | 別紙1 | 2 社会リスク 住民対応                          | 質問<br>事業者が行う業務に起因して発生する反対運動や訴訟等について事業者負担となっておりますが、事業者の帰責性がない場合は事業実施する事実により避けることができない反対運動や訴訟等と理解してよろしいか。                                       | 「事業実施する事実により避けることができない反対運動や訴訟等」は、「基幹管路耐震化PFI事業を実施することそのものに対する反対運動等」を指しております。なお、繰り返し協議を行ったものの市民から工事実施の理解を得られない場合は双方無帰責としてペナルティは課さない想定です。重要な契約条件の説明書Ⅲや要求水準書(案)第2-2-(6)をご確認ください。         |
| 170 | 実施方針 | 別紙1 | 社会リスクの住民対応の、事業者が行う業務に起因して発生する反対運動や訴訟等 | 意見<br>事業者の実施した業務に起因する場合は事業者がリスクを負担となっているが、事業者の実施した業務に特段の過失がない場合は、市も負担して頂きたい。  | 本事業の実施そのものではなく、事業者の実施する工事に起因する場合は、事業者の過失の有無にかかわらず、事業者負担とします。  |
| 171 | 実施方針 | 別紙1 | 着工後の変更精算                              | 意見<br>事業運営(更新工事)上、事業者の善管注意義務の範囲を超えて生じる近隣への補償(営業補償含む)は市負担として下さい。   | 事業者が一定の注意義務を果たしても避けることができない第三者損害については、事業者だけではなく市もリスクを負担するとしております。重要な契約条件の説明書Ⅵをご確認ください。なお、具体的には、現行の取扱いと同様とする想定であり、詳しくはホームページの「 <u>工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領</u> 」をご確認ください。 |
| 172 | 実施方針 | 別紙1 | 不可抗力                                  | 意見<br>新型コロナウイルス感染症等の大規模感染症は不可抗力の定義中で疫病に該当することを確認させて下さい。   | 通常予見することが不可能な感染症であれば、「疫病」として不可抗力事象に該当すると考えます。   |
| 173 | 実施方針 | 別紙1 | 不可抗力                                  | 意見<br>ウクライナ侵攻等の世界情勢の急変に起因する経済状況の変化に対応するリスク分担として不可抗力に、「双方予見出来ない人為的なことに起因する事象」、と加えて下さい。   | 想定されるリスクは人為的なことに起因する事象により物価等が上昇した場合を想定しますので、その場合は物価変動リスクとして対応することになります。   |
| 174 | 実施方針 | 別紙1 | 不可抗力                                  | 質問<br>南海トラフ大地震は規模や時期が一定程度想定されている地震です。不可抗力の適用は双方の帰責によらない想定外事象が対象という基本的な考え方があるものの、南海トラフ大地震そのものは不可抗力が適用されると理解して宜しいでしょうか。                         | ご理解のとおりです。  |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称 | 頁   | 該当箇所  | 質問・意見  | 回答  |
|-----|------|-----|---|--|---|
| 175 | 実施方針 | 別紙1 | 不可抗力について  | 質問<br>道路管理者等の事情による事業遅延が発生した場合のリスクは、業務の中断リスクに該当するでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 176 | 実施方針 | 別紙1 | リスク分担表3. 不可抗力・事業中段リスク<br>不可抗力事象                           | 意見<br>「事業者に一定率の負担を求める」とありますが、不可抗力事象は本市・事業者共に想定外事象なので、事業者だけに一定の金額負担を求めるのは納得がいきません。  | 負担率1%については、現行の請負契約約款も参考に設定しています。当該負担率を上回る部分については市が負担しますので、事業者にのみ負担を求めるものではありません。重要な契約条件の説明書Ⅵをご確認ください。   |
| 177 | 実施方針 | 別紙1 | 物価変動  | 質問<br>「詳細設計時には直近の単価を使用することで市がリスクを負担する」とのことですが、詳細設計後の精算において最新の官積算単価を用いるので当該路線の工事費について最新の単価が適用されるために市が工事変動リスクを負うことになる、と理解してよろしいでしょうか。      | 物価変動に伴う工事費の精算については、重要な契約条件の説明書Ⅰをご確認ください。  |
| 178 | 実施方針 | 別紙1 | 物価変動リスクについて   | 質問<br>詳細設計後、工事着手までに期間を要する場合、当該期間に生じる物価変動については再積算が可能との理解でよろしいでしょうか。   | 設計完了後の物価変動に伴う工事費の増減については、精算の対象となります。この場合の具体的な精算範囲や進め方については、重要な契約条件の説明書Ⅰをご確認ください。<br>なお、設計確定後、事業者の都合により、工事着手までに期間を要したことによって現場条件等が変化し、工事内容の見直しが必要となった場合に要する費用については、精算の対象外となりますので、ご注意ください。   |
| 179 | 実施方針 | 別紙1 | リスク分担表4. 経済リスク<br>物価変動                                    | 意見<br>「一定率までは事業者がリスクを負担する」とあるが、物価変動は事業者でコントロール出来ないので一定率を定める事は納得できない。   | 一定率は、他のPFI事業や公共請負工事約款でも多く使用されておりますので、入札条件としてご理解ください。  |
| 180 | 実施方針 | 別紙1 | 物価変動により事業費が増大した場合で、一定率を超える部分については、サービス購入料の改定により市がリスクを負担する | 質問<br>左記の一定率とはどの程度を想定していますでしょうか。増減双方で1%程度等のご想定でしょうか。   | 施工業務の発注時に直近の労務費等で工事費を積算のうえ施工着手し、12カ月を経過して残工期が2カ月以上ある工事に対して、変動前工事費と変動後工事費を積算していただき、1.5%を超えた分について市が負担しますので、事業者には1.5%までの部分を負担していただきます。ただし、精算(工事費の確定)については、完成時に一括して精算をする予定です。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Ⅰをご確認ください。   |
| 181 | 実施方針 | 別紙1 | 5. 計画・設計・施工リスク  | 質問<br>事業者のバルブ操作等に起因する濁水等は事業者がリスクを負担するとあります。市と協議の上で定めたバルブ操作の手順どおりに実施して濁水等が発生した場合は、予見できなかったものとして市がリスクを負担するとの理解でよろしいでしょうか。                  | 濁り発生時の対応については、要求水準書(案)第3-2-(2)及び第6-2-(4)をご確認ください。   |
| 182 | 実施方針 | 別紙1 | 5. 計画・設計・施工リスク  | 質問<br>「にごりの発生」のリスクに関して、要求水準書のポイントに「市において濁り検査を実施」と記載があることから、濁り水検査を見誤った場合のリスクに関して追記いただけないでしょうか。  | 濁り発生時の対応については、要求水準書(案)第3-2-(2)及び第6-2-(4)をご確認ください。   |
| 183 | 実施方針 | 別紙1 | にごり発生リスクについて  | 質問<br>にごりが発生した場合、大阪市または第三者に対して賠償は必要でしょうか。また、過去の事例(発生件数や賠償内容等)をご教示ください。   | 濁りの発生については、断水作業による付近の管路の流向変化・流速上昇やバルブ操作によるものがあります。このような濁り水発生が予測される範囲のお客さまには事前にPRを行い、作業時には急激なバルブ操作をしないよう注意しております。なお、事業者の誤ったバルブ操作に起因した濁り発生による第三者への補償は事業者にて対応しています。<br><br>令和元年度以降、水道局が賠償した事案については以下のとおりです。(事業者の誤ったバルブ操作等に起因しないもの)<br>○令和元年度 0件<br>○令和2年度 1件(20,332円)<br>○令和3年度 2件(668,397円)<br>令和3年度の2件のうち1件については、委託業者が配水管移設工事に伴う断水作業を実施したところ、鉄錆等の濁りが発生し、断水のPR範囲外にある施設の受水槽に流入し汚損させることとなり、受水槽清掃に係る費用として、約37万円を施設の管理者へ補償したものです。 |
| 184 | 実施方針 | 別紙1 | 計画・設計・施工リスク   | 質問<br>仮に事業者の断水作業においてにごりを発生させた場合、事業者側はどのような対応を求められるのですか。  | 連絡のあったお客さまを訪問し濁りの状況を確認するとともに、付近のお客さまの濁り状況についても、訪問や消火栓排水により把握していただくことを想定しています。また、濁りが残っている場合は、排水作業を行い早期に濁りを解消するとともに、併せて関係するお客さまに対して濁り状況や解消の見込みを説明いただくことを想定しています。<br>なお、濁り発生時の対応については、要求水準書(案)第3-2-(2)及び第6-2-(4)(5)をご確認ください。   |
| 185 | 実施方針 | 別紙1 | リスク分担表5. 計画・設計・施工リスク<br>着工後の工事費増                          | 質問<br>精算対象項目等とは具体的にどのような項目なのか教えて頂きたい。又、数量変更に於いては、詳細設計時の不備は当然事業者負担と考えるが、外的要因による数量変更は市が負担するものと考えます。局が想定されている「想定外施工条件」や「施工条件の不確実性」を教えてください。 | 工事費の精算の対象項目、対象外項目については、要求水準書(案)第4-2-(4)をご確認ください。  |
| 186 | 実施方針 | 別紙1 | リスク分担表5. 計画・設計・施工リスク<br>更新後の契約不適合                         | 質問<br>備考欄が空白ですが、「契約不適合期間」とは通常工事での「瑕疵担保期間」の理解でよろしいですか。又、瑕疵期間はどのように考えておられますか。  | 契約不適合責任期間については、施設の引渡しから2年(契約不適合について故意又は重過失がある場合は10年)となります。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Ⅶをご確認ください。  |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称     | 頁   | 該当箇所                     | 質問・意見   | 回答   |
|-----|----------|-----|--------------------------|---|--|
| 187 | 重要論点説明資料 | 2   | 2 精算スキーム                 | 質問<br>SPC経費に関して本市はどのような算定をしておられるのですか。本事業を完了させるのにあたり、人件費(〇〇人)や支払利息・税金関係・利益等の算定根拠を具体的に教えてください。  | 回答<br>SPC経費は人件費及び物件費等で構成され、このうち、人件費については、現行水道局の職員が直接的に従事している基幹管路更新業務のうち、PFI手法導入後は民間事業者に委ねることとなる業務及び会社運営全般に係る総務的業務に従事する職員人件費を想定しています。<br>また、物件費等については、会社を運営するに際し通常生じると見込まれる費用(賃借料、光熱水費、事務用消耗品費等)を見込んでいるうえ、資金調達に伴う支払利息や法人税、適正利益も見込んで算定しています。<br>なお、現行業務における直営と民間委託・請負の範囲の境界や、直営業務に係る作業工数、また物件費等の詳細情報などを、入札公告時に開示する予定ですので、これらの情報をもとに、事業者側で本事業に係る必要な経費を適切に見込んでご提案ください。   |
| 188 | 重要論点説明資料 | 2   | 人件費、A.設計費、B.工事費、C.断通水作業費 | 質問<br>A.設計費、B.工事費、C.断通水作業費に含まれる人件費はそれぞれの費用内に含まれていると理解すればよいでしょうか。  | 設計費、工事費、断通水作業費については、現在、市で公共発注している工事請負又は業務委託している費用ですので、各費用の中には労務費等が含まれています。ご質問の人件費は含まれているとご理解ください。  |
| 189 | 重要論点説明資料 | 2   | 設計費の構成について               | 質問<br>設計費の構成(設計費、測量費)と実施方針の事業の範囲(ウ)設計業務に差異がありますが、実際に実施する業務内容で設計費用が計上されると考えてよろしいでしょうか。(例:工法の選定)  | 設計業務の費用は、設計費と会社運営経費の一部で計上しています。設計費には、測量費を含みます。<br>なお、要求水準書(案)第5-3、業務委託共通仕様書(平成30年4月)第2編~第4編も参照しながら実際に実施していただくこととなります。  |
| 190 | 重要論点説明資料 | 2   | 特別目的会社経費                 | 質問<br>特別目的会社経費の右に内訳として記載されている人件費は、特定業務中の計画業務・運営業務に相当する人件費と理解して宜しいでしょうか。   | 「大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業(案)について」の4(1)に示す「民間事業者に委ねる業務範囲」の中で、現行体制では官側に「○」があるものの、本事業では民間に委ねることとして、「●」としている業務に係る人件費として含まれています。   |
| 191 | 重要論点説明資料 | 2   | 精算スキーム                   | 意見<br>各事業者が考えるSPCの構造によってSPC経費は大きく異なります。入札時の前提条件を揃えるためにも、SPC経費の内訳や設計費、工事費に計上するものなど提示してもらえないでしょうか。  | 市が積算したSPC経費は、人件費及び物件費等で構成しています<br>SPC経費の人件費については、市職員が従事している基幹管路更新業務に係る人件費のうち、本事業開始後は、事業者が委ねる業務部分及び総務的業務部分を計上しています。<br>また、SPC経費の物件費等については、会社を運営するに際し、通常生じると見込まれる費用(賃借料、光熱水費、事務用消耗品費等)を計上しています。<br>今後、基幹管路更新業務における直営と民間委託・請負のそれぞれの業務範囲や、直営における作業工数、また物件費等の詳細情報などを、入札公告時に開示する予定ですので、これらの情報をもとに、事業者側で、SPC経費を含めた、本事業に係る必要な経費を適切に見込んでご提案ください。<br>なお、現行の市の委託や請負業務(設計、工事関連業務)の一部を、SPCで内製化する場合であったとしても、入札価格の内訳上においては、当該業務に係る費用は、SPC経費ではなく、設計費や工事費として計上していただくことを想定しています。(逆に、現行の市の直営業務を、SPCではなく外部へ委託する場合であったとしても、入札価格の内訳上は、SPC経費に計上していただくことを想定しています。) |
| 192 | 重要論点説明資料 | 2   | 精算スキーム                   | 質問<br>計画・運営業務の経費はSPC経費として支払う想定になっていますが、その大半は人件費として想定されているのでしょうか。  | ご理解のとおりです。<br>現行、市においては計画・運営業務は直営で行っており、当該業務に係る人件費をSPC経費の人件費に計上しています。  |
| 193 | 重要論点説明資料 | 3   | 精算スキーム                   | 質問<br>設計業務が工法の選定からとあるが、埋設物状況その他により、ルート変更の必要性もあると考えるが。本設計業務は基本計画、設計からということで良いのか。   | 工法の選定やルートの設定も実施していただきます。<br>詳しくは、要求水準書(案)第5をご確認ください。   |
| 194 | 重要論点説明資料 | 3   | 精算スキーム                   | 質問<br>PFI事業では「埋設調査」、「施工許可申請」、「地元調整 管理者協議」の人件費が官民双方の費用負担と示されていますが、現時点で予定している費用負担先を決める上での基準や考え方を教えてください。                                    | 要求水準書の中で、事業者の具体的な業務範囲を明示しておりますので、これらの情報をもとに、事業者側で本事業に係る必要な経費を見込んでご提案ください。  |
| 195 | 重要論点説明資料 | 4~6 | 精算スキーム                   | 質問<br>新プランの方向性の改訂版で「事業費 550億円~600億円」となっているが、仮に、事業期間中の設計変更が重なり、工事費が増加する場合、事業費の上限は600億円なのですか。また、それを超えた場合、そこで本事業は打ち切りになるのでしょうか。              | 昨年11月に公表した「管路更新事業の新たな官民連携プランの方向性(改訂版)」でお示した「事業費:550億円~600億円」は、当該時点で市が想定した本事業の事業費の幅を示したものであり、事業費の上限が600億円ということではありません。<br>なお、本事業において、設計変更が重なったことにより事業費が増加し、市が想定している事業費を超える見込みとなった場合であっても、市が一方的に本事業を打ち切ることにはしない想定です。ただし、必要な予算措置がなされるのが前提となります。   |
| 196 | 重要論点説明資料 | 4   | 試験掘について                  | 質問<br>試験掘を設計実施段階で行うことは可能でしょうか。  | 可能です。(その場合でも試験掘費用は工事費の一部として扱う)<br>なお、試験掘に係る費用のうち、精算の対象外とする項目は、要求水準書(案)第4-2-(4)をご確認ください。  |
| 197 | 重要論点説明資料 | 4   | 設計費の支払いについて              | 質問<br>埋設調整図、設計図面、数量の作成後に設計費支払いとなっていることから、試験掘後の設計変更費用と施工実施段階の設計変更費用は、設計費ではなく工事費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。                                       | 試験掘結果を反映し設計が確定されるまでの費用が、設計費としての精算の範囲となります。<br>設計費の精算の考え方は、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。  |
| 198 | 重要論点説明資料 | 4   | 精算スキーム                   | 質問<br>事業提案時には内管挿入等の工法を提案することが考えられますが、入札時の入札金額は全て一律の基本条件に沿って提示することになります。提案する工法・技術と齟齬が生じることになりますが、入札金額と技術提案内容(工法等)は別の物として評価されると理解していいでしょうか。 | ご理解のとおりです。<br>入札方式は、総合評価一般競争入札方式で行いますので、価格面は市が提示した対象路線の基本条件に基づいて積算された入札価格で評価を行い、技術面は提案いただいた工法・技術や実施体制等を評価します。<br>詳しくは、入札公告時に示す入札説明書等をご確認ください。  |
| 199 | 重要論点説明資料 | 4   | 精算スキーム                   | 質問<br>入札金額は基本条件に従って提案することになりますが、明らかに工法が異なる水管橋に敷設された路線はどのように積算するのですか。  | 入札段階では、基本条件に基づいて積算していただきます。  |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称     | 頁 | 該当箇所   | 質問・意見  | 回答  |
|-----|----------|---|--|--|---|
| 200 | 重要論点説明資料 | 4 | 市が提示する入札価格算定のための項目                                 | 質問<br>断通水作業費は詳細設計後に詳細な断水範囲が確定すると想定していますが、現段階での入札価格の算定は、市が想定されている条件により積算せざるを得ない状況です。<br>市が提示する入札価格算定のための項目とは、一般的な条件下における断通水作業費の技術管理および事務業務の数量(人数)、工種ごとの詳細な予定数量と標準作業量を提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。 | 断通水作業費算出に必要な路線ごとの断水延長や調査弁栓類数等は、入札公告時に示す開示資料をご確認ください。また、単価の設定に必要な各種条件についても、積算が可能なレベルの詳細条件を開示する予定です。<br>なお積算は、市が認める範囲で、実際の作業量に基づいて実施します。詳しくは、要求水準書(案)第4-2-(5)をご確認ください。                |
| 201 | 重要論点説明資料 | 4 | 市が提示する入札価格算定のための項目                                 | 質問<br>「入札公告時に、別途、各項目の基本条件や工事数量内訳書等を示す」とありますが、金抜き設計書のようなものが公表されるとの認識で間違いありませんか。   | 予定価格算定のための口径毎m単価算出にかかる金抜きの設計書を入札公告時に開示します。  |
| 202 | 重要論点説明資料 | 4 | 精算スキーム   | 質問<br>工事費を算出するための数量、工種などの算出根拠は全て開示されるという理解でよろしいでしょうか。土被りや掘削幅、土留などの土木条件も開示していただきたいです。   | 基本条件に基づく数量内訳書として、入札公告時に開示します。   |
| 203 | 重要論点説明資料 | 4 | 精算スキーム   | 意見<br>設計費を算出する基本条件として、口径、工法、設計延長としておりますが、積算時に使用する補正係数も開示していただくことを要望します。本事業の対象路線は個性が強いので、補正の考え方により費用が変わってくるかと考えます。  | 積算に必要な条件については、補正係数にかかわる条件も含めて入札公告時に開示します。   |
| 204 | 重要論点説明資料 | 4 | 精算スキーム   | 質問<br>大口径の積算算出において、工事費積算モデルの妥当性はどのようにお考えでしょうか。   | 「工事費等算定のための基本条件について」に示す条件は、入札参加者にご提案いただく際の条件を示したものであり、実際の施工条件を示すものではありません。  |
| 205 | 重要論点説明資料 | 5 | 精算のベースとなる積算の原則                                     | 質問<br>公共積算単価は一定数量のロットを想定して設定しておりますが、その想定ロットを大きく下回るようなケースは公共積算単価が存在しない空白工種と理解してよろしいでしょうか。本事業の対象路線には延長が数十mしかない路線が含まれており、そういった路線を施工する際は空白工種が発生しうると考えます。                                     | 個別の施工条件に基づき、大阪市水道局の土木工事積算基準に基づいた積算を行っていただきます。   |
| 206 | 重要論点説明資料 | 5 | 積算のベースとなる積算の原則                                     | 質問<br>「事業者に対して、市があらかじめ定めた積算体系に沿った整理を求める」とありますが、あらかじめ定めた積算体系とは、公共積算基準と公共積算単価(市場単価等)のことを指しますか。その場合、積算の妥当性をどのように確保するのか具体的に説明してください。   | 大阪市水道局の土木工事積算基準に基づき積算されていることを確認させていただきます。   |
| 207 | 重要論点説明資料 | 5 | 2-(4) 精算対象項目 A設計費                                  | 質問<br>精算対象外に詳細な工種・数量や施工段階での修正は対象外となっておりますが、具体的にどういったシチュエーションを想定されているのでしょうか。  | 設計費の精算の考え方としては、試験掘結果を設計に反映し設計が確定されるまでの費用が、設計費としての精算の範囲となります。<br>なお、設計費の積算は、公共積算基準(水道事業実務必携等)に定める工種の構成と数量の計上区分に沿って行いますので、その範囲に含まれない細部の変更は精算の対象外となります。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。  |
| 208 | 重要論点説明資料 | 5 | A. 設計費の精算対象外について                                   | 意見<br>試験掘及び施工段階で判明した修正による設計費の増減を精算対象としていただきたい。   | 設計費の精算の考え方としては、試験掘結果を設計に反映し設計が確定した時点までの費用が、設計費としての精算の範囲となります。<br>なお、設計費の積算は、公共積算基準(水道事業実務必携等)に定める工種の構成と数量の計上区分に沿って行いますので、その範囲に含まれない細かな変更は精算の対象外となります。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。 |
| 209 | 重要論点説明資料 | 5 | A. 設計費の精算対象について                                    | 質問<br>設計完了後の試験掘結果により、管路布設位置の変更が必要となった場合は、新たな布設位置の設計延長が追加されるという理解でよろしいでしょうか。  | 試験掘結果を踏まえて確定した布設位置に基づく設計延長に対して、精算を行います。なお、設計費の積算における設計延長の計上区分は、公共積算基準(水道事業実務必携)に準じて行います。  |
| 210 | 重要論点説明資料 | 6 | 2-(4) B工事費精算対象外                                    | 意見<br>基礎的工種の数量増減は精算対象外ということですか。小管ではなく枝線以上の管路更新なので、少しの変更でも土工のボリュームが変わってきます。又、全線を試験掘りする訳ではないので、100%確実な詳細設計は出来ません。工種及び数量に関しては、本市基本設計との差異は全て変更対象として頂く検討をお願いします。                              | 基礎的工種の精算に係る取扱いについては、要求水準書(案)第4-2-(4)をご確認ください。   |
| 211 | 重要論点説明資料 | 6 | B. 工事費表内 精算対象外、①設計完了後の項目「市が要求水準等に定めた合理的な範囲内とし」について | 質問<br>本件対象路線は広範囲にわたっており、場所ごとの個性が発生することが想定されます。施工において必要と判断し実施する試験掘に係る費用は「合理的な範囲内」であり、清算対象となると考えていますかよろしいでしょうか。  | 試験掘に係る費用について、精算の対象外として扱う項目の事例は、要求水準書(案)第4-2-(4)イ(イ)Cに示すとおりです。   |
| 212 | 重要論点説明資料 | 6 | B. 工事費の精算対象について                                    | 質問<br>②工事完了後にア～ウの事由に伴い工事費が増減した場合には、基礎的工種についても積算対象となるという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 213 | 重要論点説明資料 | 6 | B. 工事費の精算対象について                                    | 質問<br>試験掘の精算は貴市が要求水準書等に定めた合理的な範囲内となります。合理的な範囲の基準をご教示ください。  | 要求水準書(案)第5-2-(8)をご確認ください。   |
| 214 | 重要論点説明資料 | 6 | B. 工事費の精算対象について                                    | 質問<br>試験掘の精算は貴市が要求水準書等に定めた合理的な範囲内となります。合理的な範囲内とならないことから試験掘せずに設計した結果、アに該当する事由が発生した場合には精算対象になると理解してよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。ただし、アの事由に該当するかは、市と協議の上判断していくこととなります。  |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称     | 頁 | 該当箇所  | 質問・意見  | 回答   |
|-----|----------|---|---|--|--|
| 215 | 重要論点説明資料 | 6 | 工事費精算対象外について  | 質問<br>試験掘に係る費用(掘削跡の舗装の管理費を除く)の精算は、市が要求水準等に定めた合理的な範囲とし、それを超える分は対象外」とありますが、合理的な範囲について、具体的にご教示ください。   | 要求水準書(案)第5-2-(8)をご確認ください。  |
| 216 | 重要論点説明資料 | 6 | 精算スキーム  | 質問<br>詳細設計後の工事費の精算に際して、例えば土壤汚染が出た場合の土壤汚染処分費にも削減率が適用されるのでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 217 | 重要論点説明資料 | 7 | 2 積算スキーム<br>基本的工種の構成  | 質問<br>⑪舗装一次復旧(m <sup>2</sup> )と有りますが本復旧は別工種という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 218 | 重要論点説明資料 | 7 | 基礎的工種の構成について  | 質問<br>本復旧は精算の対象と理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 219 | 重要論点説明資料 | 7 | 基礎的工種の設定  | 質問<br>本事業で想定される工法全て(パイプインパイプ工法、推進工法、添架橋等)の基礎的工種をご教示ください。   | 基礎的工種は開削工法のみにおいて設定することとしています。  |
| 220 | 重要論点説明資料 | 8 | 『提案事業費の総額が予定価格内であっても、予定価格の内訳であるSPC経費と工事費等のいずれかが超過した場合でも失格とする』 | 質問<br>『提案事業費の総額が予定価格内であっても、予定価格の内訳であるSPC経費と工事費等のいずれかが超過した場合でも失格とすることを想定』とありますが、予定価格の内訳についても公表されると考えてよろしいでしょうか。   | 本事業における事業者選定方法は、総合評価一般競争入札方式であることから、本市における取扱いを踏まえ、予定価格(内訳だけでなく総額についても)を事前公表する予定はありません。<br>なお、入札公告時には、設計業務、施工業務、断通水業務それぞれの業務内容ごとに経費の内訳明細書(工種と数量を提示しますが単価については公共積算基準の体系に沿って事業者側で算出願います)など、事業費の積算に必要な情報を開示します。また、SPC経費算定のための資料についても開示します。   |
| 221 | 重要論点説明資料 | 8 | 3 削減率αの適用方法   | 質問<br>市場調査では、「事業期間中を通じて、全ての経費への同じ削減率の一律適用は難しい」との意見があった。と記載されていますが、その上での貴市のお考えを御教示願います。工事費全体に一律の削減率を適用するのは合理性が無いように思われます。特に削減率の適用をお考えの項目において集約化によりどのような削減が可能とお考えかをご教示いただけますでしょうか。 | 入札条件としてご理解ください。<br>なお、事業費全体に一律適用することとしていた削減率について、市場調査での意見を踏まえつつ、精算にあたっての双方の業務の合理化を図る点も考慮し、性質の異なるSPC経費と、それ以外の経費(設計費、工事費、断通水作業費)の2つに分類することとしました。   |
| 222 | 重要論点説明資料 | 8 | 3 削減率αの適用方法   | 意見<br>管路更新をより効率的に行うため市から管材料を支給してはどうか。  | 現行では請負者調達で実施しており、市が材料支給に対応できる環境にはないことから、本事業においても、引き続き現行と同じ対応となります。   |
| 223 | 重要論点説明資料 | 8 | 削減率αの適用方法   | 意見<br>本事業では業務品質の確保を重視しておりますので、そこを担保するためにはSPC経費、断通水作業費、工事費、設計費毎に上限価格と下限価格を示すことが望ましいと考えます。   | 本事業における事業者選定方法は、総合評価一般競争入札方式であることから、本市における取扱いを踏まえ、予定価格(内訳だけでなく総額についても)を事前公表する予定はありません。<br>また、本事業では、低入札価格調査制度を適用する予定であり、欠格条件として下限価格の設定はしますが、事前公表はいたしません。<br>なお、設計業務、施工業務、断通水業務それぞれの業務内容ごとに経費の内訳明細書(工種と数量を提示しますが単価については公共積算基準の体系に沿って事業者側で算出願います)など事業費の積算に必要な情報を開示します。また、SPC経費算定のための資料についても開示します。 |
| 224 | 重要論点説明資料 | 9 | 3 削減率の適用方法  | 質問<br>落札率=削減率αの定義は納得できないが一定程度は理解している。P9にあるように入札時のα1とα2は精算時点でそのα率が各々適用されるのか。総額に対して削減率(例では94.4%)が適用されるのか説明をして頂きたい。   | 事例では、総額の落札率としては、94.4%となっており、これに対して削減率はそれぞれα1が20%、α2が4%となります。例えば工事費の場合、この削減率を以降の設計変更時には公共積算体系に沿って積算したうえで削減率4%を控除して工事費を決定します。  |
| 225 | 重要論点説明資料 | 9 | 削減率αの適用方法   | 意見<br>近隣補償費は損害賠償費であるため削減率の適用項目から除外いただきますようお願いいたします   | これまでの公共発注どおり「 <u>工事の施工に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償事務取扱要領</u> 」に基づき市が必要と認める範囲で実施する事前調査費用は工事費に計上しますので、削減率は適用されます。<br>なお、本要領の主旨に基づき、市と交わした覚書等に基づき市が負担する費用については、削減率の対象にはなりません。   |
| 226 | 重要論点説明資料 | 9 | 削減率αの適用方法   | 質問<br>削減率は、SPC経費に対する削減率α1と内訳(工事費等)に対する削減率α2で提案価格が失格か判断するのでしょうか。<br>例えば、工事費は予定価格を上回っているが、設計費や断通水作業費が予定価格を下回っており、結果、内訳(工事費等)は予定価格を下回っている場合は失格となるのでしょうか。                            | 工事費等の総額により削減率α2が確定することとしますので、内訳である設計費、工事費、断通水作業費の単位で金額が超過していても有効とする予定です。   |
| 227 | 重要論点説明資料 | 9 | 提案価格(失格例)について   | 質問<br>失格例では、工事費等の内訳が予定価格を超過しているために失格となっています。断通水作業費、工事費、設計費のうちのいずれかが予定価格を超過していても、合算した工事費等の内訳が予定価格を超過しなければ失格ではないと理解してよろしいでしょうか。  | 工事費等の総額により削減率α2が確定することとしますので、内訳である設計費、工事費、断通水作業費の単位で金額が超過していても有効とする予定です。   |
| 228 | 重要論点説明資料 | 9 | 入札時における有効な内訳提案と失格事例   | 質問<br>SPC経費、断通水作業費、工事費、設計費の個別の予定価格は公表されないということですか。   | 本事業における事業者選定方法は、総合評価一般競争入札方式であることから、本市における取扱いを踏まえ、予定価格(内訳だけでなく総額についても)を事前公表する予定はありません。<br>なお、入札公告時には、設計業務、施工業務、断通水業務それぞれの業務内容ごとに経費の内訳明細書(工種と数量を提示しますが単価については公共積算基準の体系に沿って事業者側で算出願います)など、事業費の積算に必要な情報を開示します。また、SPC経費算定のための資料についても開示します。   |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田中タリリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称     | 頁  | 該当箇所   | 質問・意見  | 回答  |
|-----|----------|----|--|--|---|
| 229 | 重要論点説明資料 | 9  | 入札時における有効な内訳提案と失格事例  | 質問<br>断通水作業費・工事費・設計費の内訳において、いずれかが予定価格を上回っていた場合においても、これらの総額である工事費等が予定価格を下回っていれば、有効な内訳提案として取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。   | 回答<br>工事費等の総額により削減率 $\alpha$ 2が確定することとします。内訳である設計費、工事費、断通水作業費の単位でいずれかの金額が超過していても総額の工事費等が下回っていれば有効とする予定です。   |
| 230 | 重要論点説明資料 | 9  | 削減率 $\alpha$ の適用方法   | 質問<br>内訳予定価格を超過した場合は失格となると記載がありますが、市が想定されている予定価格の内訳についても公表されるという認識でよろしいでしょうか。  | 本事業における事業者選定方法は、総合評価一般競争入札方式であることから、本市における取扱いを踏まえ、予定価格(内訳だけでなく総額についても)を事前公表する予定はありません。<br>なお、入札公告時には、設計業務、施工業務、断通水業務それぞれの業務内容ごとに経費の内訳明細書(工種と数量を提示しますが単価については公共積算基準の体系に沿って事業者側で算出願います)など、事業費の積算に必要な情報を開示します。また、SPC経費算定のための資料についても開示します。                                  |
| 231 | 重要論点説明資料 | 9  | 提案価格(失格例)  | 質問<br>失格例では、工事費及び設計費の提案価格が内訳予定価格を超過していますが、工事費等の各内訳価格については、内訳予定額以内であれば失格の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。<br>例として、内訳提案額864(断通水費48、工事費720、設計費96)に対し、提案内訳価格864(断通水費47、工事費722、設計費95)などが想定されます。 | 工事費等の総額により削減率 $\alpha$ 2が確定することとしますので、内訳である設計費、工事費、断通水作業費の単位で金額が超過していても有効とする予定です。   |
| 232 | 重要論点説明資料 | 10 | (1) 物価変動による事業費増加リスクへの対応  | 質問<br>1列目の表頭は「リスクの種類」との記載を意図したものと考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 233 | 重要論点説明資料 | 10 | (1) 物価変動による事業費増加リスクへの対応  | 質問<br>リスク分担における「一定の率」について、断通水作業費及び設計費は1.5%の適用対象外としている背景・考え方を教えてください。   | 現状の「業務委託契約書」の考え方に基づくもので、公共発注の業務委託では工事でのいわゆるスライド条項はありません。また、設計業務においては、設計業務着手時点の最新労務費等を採用することとしていますので、8年間同じ労務単価等を用いる訳ではありません。<br>一方、断通水作業費については、現状市で発注している断通水業務委託の設計単価を用いることとしますので、8年間同じ単価を用いる訳ではありません。その詳細の取扱いについて入札公告時に示す開示資料をご確認ください。<br>なお、詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。 |
| 234 | 重要論点説明資料 | 10 | 4(1) 物価変動による事業費増加リスクへの対応表内備考「一定の率については、ほかのPFI事例と同様に年1.5%を超える額について」について | 質問<br>物価変動の考え方は、一般的に基準日に対し「残工事費の1.5%」となることがありますが、年1.5%という表記は同様の意味合いであると考えてよろしいでしょうか。<br>別途、考え方に相違ある場合はご説明いただけないでしょうか。  | ご理解のとおり、スライド条項における全体スライドを想定しています。<br>施工業務の発注時に直近の労務費等で工事費を積算のうえ施工着手し、12か月を経過して残工期が2か月以上ある工事に対して、変動前工事費と変動後工事費を積算していただき、1.5%を超えた分について市が負担しますので、事業者には1.5%までの部分を負担していただきます。ただし、精算(工事費の確定)については、完成時に一括して精算をする予定です。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。                            |
| 235 | 重要論点説明資料 | 10 | 物価変動について   | 質問<br>物価変動を判断する指標を教えてください  | 重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。   |
| 236 | 重要論点説明資料 | 10 | 物価変動について   | 意見<br>人件費が多くを占める断通水作業や設計費についても、一定の率を超えた場合には貴市のリスク負担としていただきたい。  | 現状の「業務委託契約書」の考え方に基づくもので、公共発注の業務委託では工事でのいわゆるスライド条項はありません。また、設計業務においては、設計業務着手時点の最新労務費等を採用することとしていますので、8年間同じ労務単価等を用いる訳ではありません。<br>一方、断通水作業費については、現状市で発注している断通水業務委託の設計単価を用いることとしますので、8年間同じ単価を用いる訳ではありません。その詳細の取扱いについて入札公告時に示す開示資料をご確認ください。<br>なお、詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。 |
| 237 | 重要論点説明資料 | 10 | 物価変動による事業費増加リスクの対応について   | 質問<br>「一定の率については、他のPFI事例と同様に年1.5%を超える額については市が負担する。なお、工事費及びSPC経費のみ適用する。」とありますが、他のPFI事例と同様であれば、工事費とSPC経費のみならず、設計費にも適用すべきだと考えます。設計費を除外する理由についてご教えてください                              | 現状の「業務委託契約書」の考え方に基づくもので、公共発注の業務委託では工事でのいわゆるスライド条項はありません。また、設計業務においては、設計業務着手時点の最新労務費等を採用することとしていますので、8年間同じ労務単価等を用いる訳ではありません。<br>一方、断通水作業費については、現状市で発注している断通水業務委託の設計単価を用いることとしますので、8年間同じ単価を用いる訳ではありません。その詳細の取扱いについて入札公告時に示す開示資料をご確認ください。<br>なお、詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。 |
| 238 | 重要論点説明資料 | 10 | 物価変動による事業費増加リスクの対応について   | 質問<br>「一定の率については、他のPFI事例と同様に年1.5%を超える額については市が負担する。なお、工事費及びSPC経費のみ適用する。」とありますが、基準日や協議頻度の想定がございましたらご教えてください。   | 重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。   |
| 239 | 重要論点説明資料 | 10 | (2) 不可抗力リスクへの対応  | 質問<br>1%を乗じる対象となる「サービス購入料」とは、実施方針におけるサービス購入料A及びサービス購入料Bの合計額との理解でよろしいでしょうか。   | 公共工事標準請負契約約款を踏まえ、1%を乗じる対象は工事費等相当を念頭に検討しておりますが、詳しくは入札公告時に示す事業契約書等をご確認ください。   |
| 240 | 重要論点説明資料 | 10 | 不可抗力リスクへの対応  | 質問<br>日本水道協会の保険については、民間が加入できるでしょうか。  | 本事業において事業者が被保険者となる取扱いはしていない旨の回答をいただいたところです。   |
| 241 | 重要論点説明資料 | 12 | 市の承認必要な期間について  | 質問<br>主なモニタリングについて、現時点で想定される、貴市の承認に要する期間をご教えてください。   | モニタリング基本計画(案)別紙2-1をご確認ください。   |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称     | 頁  | 該当箇所                | 質問・意見  | 回答   |
|-----|----------|----|---------------------|--|--|
| 242 | 重要論点説明資料 | 14 | 水質試験の実施要求について       | 質問<br>水質試験の実施について、貴市および事業者が試験実施となっておりますが、どちらが主体でしょうか。また事業者が主体の場合、頻度や範囲は事業者提案によると認識してよろしいでしょうか。   | 水質試験は市が主体となります。<br>なお、水質試験については、要求水準書(案)第6-2-(5)をご確認ください。  |
| 243 | 重要論点説明資料 | 17 | 要求水準未達の取扱い          | 質問<br>市が事業者に対して修補や損害賠償を請求できる期間については、本事業終了日から6か月とする等、上限を設けていただけのご想定でしょうか。   | 契約不適合責任期間については、施設の引渡しから2年(契約不適合について故意又は重過失がある場合は10年)となります。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書VIIをご確認ください。   |
| 244 | 重要論点説明資料 | 17 | 要求水準未達時の取扱い         | 質問<br>本事業において、SPCが契約を行う委託業者や下請業者には、現行の指名停止措置はそのまま適用されるのでしょうか。指名停止措置中の下請業者等の取扱いを要求水準書等で明確に示してもらいたい。   | 本市の入札参加停止措置を受けている事業者への再委託は不可となります。<br>詳細は、要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。  |
| 245 | 重要論点説明資料 | 17 | 要求水準未達時の取扱い         | 意見<br>いきなり違約金を請求されるのではなく、できれば協議の機会の設定等をお願いしたい。   | 違約金を課す違反事由に疑義のある場合等については、協議を行うことを想定しております。   |
| 246 | 重要論点説明資料 | 17 | 要求水準未達時の取扱い         | 質問<br>違約金を徴収する理由は、SPCは指名停止措置の対象外だからでしょうか。  | 入札参加停止措置の対象は、大阪市の入札参加有資格者のみであり、SPCが有資格者の登録を行わない場合、入札参加停止措置の対象外となるため、不適正な事象の発生を抑止力として、違約金を徴収することと致しました。<br>なお、違約金を徴収することが目的ではなく、あくまでも業務の適正な履行を確保することを目的としております。   |
| 247 | 重要論点説明資料 | 18 | 履行遅延の取扱いについて        | 質問<br>「…工事完成予定期間を過ぎて工事を完成した場合→遅延日数に応じ、…額を徴収する。」とありますが、工事完成予定期間とは、各路線ごとの工事期間ではなく、8年間の事業期間内との認識でよろしいでしょうか。                                       | ご理解のとおりです。   |
| 248 | 重要論点説明資料 | 18 | 契約解除の取扱い            | 質問<br>重大な不正または過失があった場合の違約金は、当該行為に直接的に関連する工事に係る契約金額に10%を乗じて算定するとの理解でよろしいでしょうか。  | 当該行為に直接的に関連する工事に係る契約金額ではなく、契約金額全体の10%を制裁としての違約金として算定し、別途損害賠償の違約金についても徴収することとしています。<br>なお、詳しくは、重要な契約条件の説明書VIIをご確認ください。  |
| 249 | 重要論点説明資料 | 19 | サービス購入料             | 質問<br>設計業務、施工業務、断通水作業において、半期・年間ごとに支払われる対価の上限があればご教示ください。   | 予算上の上限については、全体事業計画や単年度事業計画により予算を確保しますので、半期において対価を調整することはありませんが、年間での上限は、事業進捗が想定以上に進んだ場合には、支払額の調整が必要になる場合があります。  |
| 250 | 重要論点説明資料 | 19 | SPC経費について           | 意見<br>「事業者が提案した金額で固定し、事業計画書に基づき各年度に割り振る額を決定する」とあるため、設計・施工に関わらず、毎年度末に一定金額の支払をして頂きますよう、ご検討をお願いします。   | SPC経費については、進捗確認の趣旨も含めて当該路線の設計業務又は施工業務の完成時に合算して支払うこととしていましたが、本事業におけるSPC経費の特性に鑑み、事業開始までに提出いただく全体事業計画書に記載された年度毎のSPC経費を四分割し、四半期毎に支払うこととしました。<br>なお、事業の進捗や財務状況について、モニタリングにより適正性を確認していきます。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。 |
| 251 | 重要論点説明資料 | 19 | サービス購入料             | 質問<br>SPC経費には公共積算基準がありませんので、その支払いは設計業務、施工業務の完成支払額に一定の比率を掛けて支払われると理解してよろしいでしょうか。  | SPC経費については、進捗確認の趣旨も含めて当該路線の設計業務又は施工業務の完成時に合算して支払うこととしていましたが、本事業におけるSPC経費の特性に鑑み、事業開始までに提出いただく全体事業計画書に記載された年度毎のSPC経費を四分割し、四半期毎に支払うこととしました。<br>なお、事業の進捗や財務状況について、モニタリングにより適正性を確認していきます。<br>詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。 |
| 252 | 重要論点説明資料 | 19 | サービス購入型Bの支払いについて    | 質問<br>「毎年度1月末までに実施した断通水作業にかかる出来高をSPCが取りまとめたうえで、3月末までに検査を実施し、市に報告書を提出する。市は報告書の内容をチェックし認定した出来高について年度分をまとめて支払う。」とありますが、3月末に報告した分の支払時期についてご教示ください。 | 1月末までに実施した出来高を市に報告いただき、市が承認した数量に対し、3月末までに金額を確定・承認します。その後、市に請求書を提出し、市は請求書受理後30日以内に支払います。<br>なお、詳しくは、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。   |
| 253 | 重要論点説明資料 | 20 | 9. 市から提供する設計図書      | 質問<br>即ち、事業対象路線は40Kmあるが、設計発注済が5Kmあれば今回事業の設計費は35Km分、工事費は発注予定が2.4Kmあるので実質は37.6Kmの工事費として事業費を積算する理解でよいですか。   | 入札公告時にお示しする事業対象延長は、市の工事発注予定のうち、契約した工事の対象延長を、現在の事業対象延長(約40km)から減じた延長となります。また、設計費については、入札公告時にお示しする事業対象延長から、市の設計発注済路線延長分を減じることとなります。<br>なお、詳細については、入札公告時に確定した内容をお示しします。   |
| 254 | 重要論点説明資料 | 20 | 市から提供する設計図書について     | 意見<br>既に設計が完成しているものについては、設計の実施時期を開示いただきたい。   | 入札公告時にお示しします。  |
| 255 | 重要論点説明資料 | 20 | 市から提供する設計図書について     | 意見<br>「…③ 契約後、市は事業者に完成済設計図書を提供 ④ 事業者は、設計発注済路線分は市から提供される完成済設計図書を活用し、詳細事業費を算出」とありますが、現時点の完成済設計図書を、契約後ではなく入札公募時に提供していただけないでしょうか。                  | 提供時期については、いただいたご意見を踏まえて検討します。  |
| 256 | 重要論点説明資料 | 20 | 9⑤「試験掘等により判明した」について | 質問<br>設計発注路線分において、事業者が内容を確認し合理的に変更が必要であると判断した場合は試験掘を実施していただくともその設計費の増減は清算ルールに則ると考えていますがよろしいでしょうか。  | 市が提供した設計図書の変更に当たっては、試験掘等の現場調査の結果を総合的に勘案した上で、協議の上、判断することとなります。  |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PF1事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化PF1事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称           | 頁   | 該当箇所                     | 質問・意見 | 回答  |
|-----|----------------|-----|--------------------------|-------|---|
| 257 | 重要論点説明資料       | 21  | 主な開示資料                   | 意見    | <p>事業提案に必要な情報は全て公告時に開示していただくことを要望します。一例を以下に列挙します。個別路線の工事の制約、水運用・施設整備の計画、断通水の制約、道路調整会議の状況、道路調整会議の提出資料、対象路線のマッピングデータ、竣工図データ、マッピング使用許可、管網解析できるShapeデータ、道路管理台帳システム閲覧許可</p> <p>事業提案にあたって、市が考える路線の状況把握に必要な資料として、以下の資料を開示する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線一覧(口径、延長、断通水条件等)<br/>：開示済み、入札公告時に改めて開示</li> <li>・位置図<br/>：開示済み、入札公告時に改めて開示</li> <li>・路線ごとの図面(管路情報管理システム出力)<br/>：入札公告時に開示</li> <li>・路線ごとの竣工図<br/>：入札公告時に開示</li> </ul> <p>これ以外の情報は、入札公告までに開示する予定はありません。なお、市の施設整備に伴う断通水条件に与える影響のうち、現時点で把握済みのものは、上記の断通水条件に反映しています。また、管路構成の条件提示や断水可否判断、濁り影響範囲の設定は市において行うため、管網解析できるShapeデータを開示する予定はありません。</p> |
| 258 | 重要論点説明資料       | 21  | 主な開示資料について               | 質問    | <p>「開示資料については、事業者の方が本事業の参画を検討するために必要と市が判断する資料であり、申込書等を提出された事業者に配付する。」とありますが、提案書作成に当たり、必要になるとと思われる資料の追加開示を希望すれば、随時ご対応いただけますでしょうか。</p> <p>事業者が本事業の参画を検討するに際して、必要と考える情報及びその理由等を説明していただき、市においても必要且つ開示可能であると判断した場合は、追加で資料を開示します。</p>   |
| 259 | 重要論点説明資料       | 21  | 公募スケジュールと主な開示資料(予定)      | 質問    | <p>プロセスの中に対話の手続きが記載されておりませんが、基本設計が無いままの発注となり、すり合わせる事が多いことが想定されます。対話を数回実施することをご想定いただくようお願い致します。</p> <p>総合評価一般競争入札方式においては、制度上、競争的対話のプロセスはありません。今回、要求水準書(案)等に対する質問を受け付け、後日ホームページ等で回答内容を公表します。また、入札公告後においても、同様に質問を受け付け、回答する予定です。なお、入札公告後の対話については、公募手続きの公正性や公平性に留意しつつ、その是非について検討します。</p>   |
| 260 | 重要論点説明資料(補足資料) | 2~4 | 精算の対象外とする項目(例)           | 質問    | <p>工事費の精算時に市に提出が必要な書類、資料のイメージを教えてください。</p> <p>要求水準書(案)第4-2-(4)をご確認ください。</p>   |
| 261 | 重要論点説明資料(補足資料) | 2~4 | 精算の対象外とする項目(例)           | 質問    | <p>例えば、施工着手後、試験掘をしていなかった箇所があったことが原因で、想定していた土被りと異なった、異形管が出てきた、他企業埋設管との離隔が相違していた等は想定外事由の対象と考えており、数量変更の対象になると解釈していますが、局の認識と相違はありますか。</p> <p>工事費の精算の対象項目、対象外項目については、要求水準書(案)第4-2-(4)をご確認ください。</p>   |
| 262 | 重要論点説明資料(補足資料) | 2~4 | 精算の対象外とする項目(例)           | 質問    | <p>間接工事費は直接工事費の多寡に影響されますが、工事路線ごとにでなく、まとめた単位で精算されると下請業者への支払額にばらつきが生じることになり懸念があります。工事路線単位で精算してもらうことは可能ですか。</p> <p>ご意見として承ります。なお、工事費における間接工事費(諸経費)の取扱いについては、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。</p>  |
| 263 | 新プランの方向性改訂版    | 9   | 路線の選定基準                  | 質問    | <p>「道路工事等の他の工事による影響を受けない路線」と有りますので、水道単独工事と考えてよろしいですか。</p> <p>本記述は、本事業の対象路線の選定にあたっての基準を示しており、本事業期間内において現時点で他の埋設企業体の工事による影響を受けないことで工事実施が可能と見込まれる路線を選定したという趣旨です。</p>   |
| 264 | 新プランの方向性改訂版    | 11  | 事業量                      | 質問    | <p>「8年間の内、概ね4年目以降からの5ヵ年間で工事完了を想定」とあります。事業開始の令和6年度以前に本市で設計のみ完了している路線は初年度から施工着手可能でしょうか。又、そのような路線は何路線あるのか教えて頂く事は可能でしょうか。</p> <p>工事実施期間の5か年はあくまで想定であり、工事着手時期を縛るものではありません。施工着手時期は、市から提供する設計図書を事業者で精査していただいたうえで確定されるものであるため、入札公告時に市から提示する資料を確認し、ご検討ください。</p>  |
| 265 | 新プランの方向性改訂版    | 20  | その他のリスクへの対応              | 質問    | <p>「一定率の負担」が沢山でできますが、本市が想定されている一定率を具体的に教えてください。</p> <p>重要な契約条件の説明書VIをご確認ください。</p>   |
| 266 | 新プランの方向性改訂版    | 23  | モニタリング                   | 質問    | <p>「確認ポイントの設定」を具体的に教えてください。又、評価基準も教えてください。</p> <p>モニタリング基本計画(案)別紙2-1及び別紙2-2をご確認ください。また入札公告時に示す市のモニタリング確認一覧をご確認ください。</p>   |
| 267 | 新プランの方向性改訂版    | 25  | 開示資料及び開示時期               | 質問    | <p>「入札公告時に基本条件に基づく工事数量内訳書等」とありますが、通常の配水管布設替工事や改良工事のような、工事設計書内の直接工事費内訳書(工種・材料・舗装復旧等の数量)+共通仮設費(保安要員数等)を開示していただけるのでしょうか。</p> <p>予定価格算定のための口径毎m単価算出にかかる金抜きの設計書を入札公告時に開示します。</p>   |
| 268 | 新プランの方向性改訂版    | 7   | 実施方針の施策の見通しについての公表(A4横版) | 質問    | <p>概要欄に「管理的業務」が令和4年9月公表分にはあったが、今回は削除されている。しかし、新プラン改訂版には管理的業務は事業者が行う業務となっている。どちらが正しいのでしょうか。</p> <p>新プラン(案)改訂版にお示ししていた「管理的業務」については、実施方針の中では、設計業務及び施工業務のなかに包含する形で再整理しました。</p>  |
| 269 | 要求水準書のポイント     | 4   | 本事業の全般の経営に関する要求水準書       | 質問    | <p>全体事業計画書や単年度事業計画書等のフォーマットを貴局が事前に公表又は開示する予定がある場合、公表又は開示時期をご教示ください。公表開示予定がない場合、ファイル形式に制約があればご教示ください。</p> <p>全体事業計画書や単年度事業計画書のフォーマットは特にありませんが、記載事項については、入札公告時に示す事業契約書(案)をご確認ください。なお、現時点での記載事項の想定については、重要な契約条件の説明書IXをご確認ください。また、全体事業計画書は、事業提案書をもとに作成いただくことを想定しています。事業提案書の記載事項、フォーマット等は入札公告時に示す入札説明書等を確認ください。</p>  |
| 270 | 要求水準書のポイント     | 4   | 事業計画書に関する事項              | 質問    | <p>「事業者は、市の承認を得た事業計画書を公表」とありますが、市ではなく事業者が公表する理由は何かありますか。</p> <p>事業者の事業計画、内容については、公共事業の実施者としての社会的な責任の遂行の観点から、自ら説明責任を果たしていただきたいという趣旨です。</p>   |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案)：大阪市水道基幹管路耐震化P F I事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案)：大阪市水道基幹管路耐震化P F I事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称       | 頁 | 該当箇所                        | 質問・意見   | 回答  |
|-----|------------|---|-----------------------------|---|---|
| 271 | 要求水準書のポイント | 4 | 事業計画書の公表について                | 質問<br>「事業者は、市の承認を経た事業計画書を公表」とありますが、提案者の創意工夫を含めた事業計画書であるため、公表する前に事業者へ通知し、公開内容を確認させていただきますか。  | 市が別途指定する項目を自ら公表していただく想定です。詳しくは、重要な契約条件の説明書区をご確認ください。  |
| 272 | 要求水準書のポイント | 4 | 事業報告書に関する事項                 | 質問<br>中間効果測定では、具体的に何を測定するのか。  | 本事業の進捗状況、導入効果（前期4年間において想定していた効果が発現しているか等）を確認する想定です。   |
| 273 | 要求水準書のポイント | 5 | 3-(2)実施体制に関する事項             | 質問<br>・各業務責任者はSPCに配置しないとイケないのですか。<br>・各業務責任者は本事業内での兼務は可能と理解しているが、「専任までは求めない」は本事業以外の業務をしても良いという理解で良いか。   | 要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。   |
| 274 | 要求水準書のポイント | 5 | 実施体制に関する事項                  | 質問<br>当初に設置した各業務責任者は、事業期間中に人員交代することは可能か。  | 可能です。<br>要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。  |
| 275 | 要求水準書のポイント | 5 | 実施体制について                    | 質問<br>「各業務責任者は事業に支障のない限り専任までは求めない」とありますが、支障のない範囲であれば、責任者は常駐も必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。   | 業務責任者については、当該責任者が業務品質を担保できるよう、いつでも必要な調整を行える状況にあることが重要と考えており、市が求める品質確保の面で支障が生じないのであれば、常駐は求めない予定です。<br>要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。  |
| 276 | 要求水準書のポイント | 5 | 各業務責任者                      | 意見<br>各事業責任者が直接雇用関係とありますが、8年間有期の事業でのSPCで一定の資格者を雇用するのは現実的ではなく、SPCの構成員からの出向等幅広い設置方法を認めて頂きたい。  | 業務責任者については、SPCに配置又はSPCから業務を受託・請け負う企業に配置することが可能ですが、配置先企業での直接雇用を要件としております。<br>要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。<br>なお、SPCの構成員からのSPCへの出向により配置する場合にはSPCにおける直接雇用要件を満たすと考えております。  |
| 277 | 要求水準書のポイント | 5 | 本事業全般の経営に係る要求水準(2)          | 意見<br>柔軟に人材を配置するために、各業務の責任者に求める資格要件について、水道に係る業務の従事実績に限定せず、土木事業全般の実務実績に拡大してほしい。  | 各業務責任者に求める要件については、要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。   |
| 278 | 要求水準書のポイント | 5 | 本事業全般の経営に係る要求水準(2)          | 意見<br>施工業務責任者には、「大阪市水道局の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例」第4条の資格を有していることを求められていますが、布設工事監督者は、引き続き市に担っていただきたい。   | 布設工事監督者は、引き続き市が担います。<br>なお、施工業務責任者に求める要件の現時点の市の考え方については、要求水準書(案)第2-1-(3)をご確認ください。   |
| 279 | 要求水準書のポイント | 7 | 6-(1)(2)計画業務に関する要求水準(断通水計画) | 質問<br>「断通水条件」とは、各更新路線において、「A路線とB路線の同時断水は不可」「C路線の断水が終わるまでD路線の更新は出来ない」「局施工でE路線を工事中なのでF路線はE路線が完了してから」等の指示が管路更新計画前に提示されるのか。   | 事業開始後においては、路線ごとに、断水区間を定め、工事着手時点における周辺状況を勘案して、断水の可否やそれに係る条件を提示します。<br>なお、基本的な断通水条件は、実施方針公表時に配付しました開示資料のうち、「対象基幹管路等のリスト」（入札公告時に改めて開示）に記載しています。管路更新計画の策定時には、これらを参考にしてください。<br>ただし、今後、突発的な断水や移設工事等が発生する可能性があるため、事業開始後の詳細検討時の提示条件は、開示資料の条件から変更する可能性があります。  |
| 280 | 要求水準書のポイント | 7 | 管路構成計画及び断通水計画に関する事項         | 意見<br>管路構成計画及び断通水計画の成果物の内容、例示を希望します。  | 入札公告時にお示しする予定です。<br>ただし、管路構成計画は、現在市で用いている資料とは異なるため、参考となる資料を提示する予定です。  |
| 281 | 要求水準書のポイント | 7 | 管路構成計画及び断通水計画に関する事項         | 意見<br>市が提示する「接続条件」と「断通水条件」は事業計画策定に必要なため公告時に開示していただくことを要望します。  | 基本的な断通水条件は、実施方針公表時に配付しました開示資料のうち、「対象基幹管路等のリスト」（入札公告時に改めて開示）に記載しています。<br>接続条件は、入札公告時に開示する予定の路線ごとの図面に、主だったものは記載する予定ですが、小口径管路との接続などの小規模なものは、事業開始後の詳細検討時に、その時点での周辺の管網整備状況を勘案して設定します。<br>ただし、断通水条件、接続条件ともに、事業開始後の詳細検討時の提示条件は、開示資料の条件から変更する可能性があります。  |
| 282 | 要求水準書のポイント | 7 | 断通水計画について                   | 質問<br>『断通水条件に基づいた「断通水計画」の作成・提出し、市の承認を得ること。』とありますが、断通水の是非の判断についてはこれまで貴市が担ってきた業務と認識しています。そういった事業者がこれまで経験していない業務については、しっかりと貴市の経験、ノウハウを事業者へ引き継いでいただけるという認識でよいでしょうか。 | 現在、断通水作業手順等を定めた断通水作業計画書は、委託業務の受注者が作成し、市において承認を行っており、事業開始後も、市において承認します。この承認には、断通水作業の実施可否の承認も含まれます。<br>この委託業務の管理業務については、引継ぎを行うことを予定していますが、その方法等は検討中です。  |
| 283 | 要求水準書のポイント | 8 | 管路構成計画の策定に係る事項              | 質問<br>市があらかじめ提示する修繕対象弁栓類について、更新範囲の外であるが、断水範囲の内にある弁栓類は取替対象に含めるとのことですが、この取り替え費用は事業費に含まれますでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 284 | 要求水準書のポイント | 8 | 管路構成計画の策定に係る事項              | 意見<br>市が事業開始前に提示する「路線一覧」、「断通水に関する条件」、「管網形成に関する条件」、「修繕対象弁栓類」は事業計画策定に必要なため公告時に開示していただくことを要望します。   | これらの情報は、実施方針公表時に配付しました開示資料のうち、「対象基幹管路等のリスト」及び「対象基幹管路等の全市位置図」（入札公告時に改めて開示予定）に掲載しています。<br>管網形成に関する条件のうち、主な口径や主要な接続条件については、入札公告時に開示する予定です。<br>なお、小口径管路との接続などの小規模なものは、事業開始後の詳細検討時に、その時点での周辺の管網整備状況を勘案して設定します。<br>また、更新後の管路構成は、既存の管路構成とは異なる形状となることがあり、路線ごとの詳細な検討が必要となるため、事業開始後に提示する予定です。<br>ただし、断通水条件、接続条件ともに、事業開始後の詳細検討時の提示条件は、開示資料の条件から変更する可能性があります。 |

実施方針等に対する質問・意見への回答

(注) 要求水準書(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業要求水準書(案)、田ニタリング基本計画(案) : 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業モニタリング基本計画(案)

| No. | 資料名称       | 頁  | 該当箇所           | 質問・意見  | 回答   |
|-----|------------|----|----------------|--|--|
| 285 | 要求水準書のポイント | 8  | 断通水計画の策定に係る事項  | 質問 「断通水作業計画書の作成に先立ち、市において濁り検討を実施し、その結果を提示する。」と記載がありますが、濁り水検討を見誤った場合のリスクは、市が受け持つという理解で良いのでしょうか。   | ご理解のとおりです。<br>なお、市において予想した濁り範囲については、事業者にて濁りPRを実施するなど、対策を講じたうえで、断通水作業を実施していただくことを想定しています。   |
| 286 | 要求水準書のポイント | 10 | 精算事務に関する事項について | 質問 「物価変動に起因した設計費・工事費・断通水作業費の増加に伴う精算額認定を求める場合、市があらかじめ指定した精算関係資料を作成し、市の承認を得ること。」とありますが、精算関係資料の内容についてご教示ください。                               | 物価変動に係る精算の考え方については、重要な契約条件の説明書Iをご確認ください。また、必要な資料については、要求水準書(案)第4-2-(4)をご確認ください。  |
| 287 | 要求水準書のポイント | 11 | 設計業務に関する要求水準書  | 質問 市の「調達用配管材料仕様書」に基づき、と記載がありますが、貴局のHPを確認したところ最新の仕様書は平成30年4月付でした。現時点では事業者は平成30年4月の仕様書に基づき管材料を選定するというご教示でしょうか。                             | ご理解のとおりです。<br>なお、「調達用配管材料仕様書」については平成26年4月以降の改訂分を反映したものをホームページに掲載しています。現時点での最新版は平成30年4月のものですが、今後、改訂を行った場合には、適宜掲載いたします。                        |
| 288 | 要求水準書のポイント | 11 | 設計業務に関する要求水準書  | 質問 調達用配管材料仕様書に記載のない、管材料類、異形管類、その他異形管類、接合部品、その他配管材料、鉄蓋・ブロック、弁栓類の使用は認められますでしょうか。例：メーカ規格品など   | 事前に市の承認を得た材料については、使用いただけます。<br>詳しくは、要求水準書(案)第5-2-(2)をご確認ください。  |
| 289 | 要求水準書のポイント | 11 | 管材料の選定について     | 質問 市の「調達用配管材料仕様書」に基づきと記載がありますが、バルブ類については仕様書に則った製品しか使用できないのでしょうか。(例ワンジバタ弁 → GX継手付バタ弁、副弁内蔵バタ弁 → 充水機能付バタ弁等仕様書には無いが性能が向上している製品は使用できるのでしょうか?) | 事前に市の承認を得た材料については、使用いただけます。<br>詳しくは、要求水準書(案)第5-2-(2)をご確認ください。  |
| 290 | 要求水準書のポイント | 11 | 工法の選定について      | 質問 交通渋滞の回避、騒音・振動をできる限り軽減する工法について、貴市で実施した事例があればご教示ください。   | 工法選定の考え方については、市の実績にとらわれず、設計段階で事業者のご提案に期待したいところであり、具体的な事例の提示は差し控させていただきます。  |
| 291 | 要求水準書のポイント | 12 | 埋設調整について       | 質問 試験掘結果等により、他の埋設物の位置を適切に把握した上で、新設管の埋設位置を決定するという記載がありますが、試験掘の実施時期は事業者が選定できるという理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。なお、試験掘に係る費用のうち、精算の対象外とする項目は、要求水準書(案)第4-2-(4)イ(イ)Cに示すとおりですので、ご注意ください。   |
| 292 | 要求水準書のポイント | 12 | 変更設計費の精算について   | 質問 「図面の内容を補足し、施工の作業内容を明確にするため、各工種の数量と使用材料の数量等を算定し、市の承認を得ること。」とありますが、設計完了した路線から順次貴市の承認を得るという理解でよろしいでしょうか。                                 | 要求水準書(案)第5-2-(7)をご確認ください。  |
| 293 | 要求水準書のポイント | 12 | 埋設調整について       | 質問 「道路管理者、埋設管理者等と協議し、配水管の布設位置を確定させ、工程を含めて合理的かつ円滑な工事施行を行うための調整」とありますが、埋設物管理者等と事業者が直接調整協議を行う理解でよろしいでしょうか。                                  | 基本的に、事業者で直接調整協議を行うこととなります。<br>詳しくは、要求水準書(案)第5-2-(4)をご確認ください。   |
| 294 | 要求水準書のポイント | 13 | 7-(1) 施工計画書の作成 | 質問 「事業者と施工実施者の契約毎に作成・提出」とあるが、路線毎に契約は必要なのか、複数路線を纏めた契約でもよいのか。施工計画書は路線単位によって施工条件や施工内容が異なるので路線毎の計画書は必要だと思っております。                             | ご理解のとおり、契約を複数路線でまとめていただいても問題はございません。<br>また、施工計画書は路線毎に施工条件・内容が異なりますが、路線毎の施工計画書の作成は必須ではなく、それらを反映したものであればまとめていただいても構いません。                       |
| 295 | 要求水準書のポイント | 14 | 提出図書類の作成       | 質問 書類の一部とは何か。  | 要求水準書のポイント「7 施工業務に関する要求水準」(2)で示す(ウ)、(エ)、(オ)、(キ)を指します。<br>施工中に(ア)～(キ)の書類の全てについて提出を求めることはありませんが、(ウ)、(エ)、(オ)、(キ)については、提出を求めることがあります。            |
| 296 | 要求水準書のポイント | 14 | 水質試験の実施        | 質問 「採水を実施、市へ提出し、確認を得ること」と記載がありますが、具体的な提出方法および提出場所をご教示下さい。  | 事業者にて採水ピンに採水し、市が指定する場所へ運搬して引き渡してください。また、休日・夜間に採水する場合は、採水瓶を冷蔵庫で保管し、翌営業日の昼間に引き渡すケースがあります。引渡し場所については、別途調整します。<br>詳しくは、要求水準書(案)第6-2-(5)をご確認ください。 |